

1. 議事日程

〔平成29年第1回安芸高田市議会3月定例会第5日目〕

平成29年 2月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第22号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
日程第3 議案第23号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第4 議案第24号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第5 議案第25号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第26号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第27号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第28号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第29号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第30号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第31号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第32号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第33号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第14 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治

17番

水戸眞悟

18番

先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番

新田和明

2番

芦田宏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司
政策企画課長	猪掛公詩		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利



午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において1番
新田和明君、及び2番 芦田宏治君を指名いたします。



- 日程第2 議案第22号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
日程第3 議案第23号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予
算（第4号）
日程第4 議案第24号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）
日程第5 議案第25号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算
（第3号）
日程第6 議案第26号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）
日程第7 議案第27号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第28号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補
正予算（第3号）
日程第9 議案第29号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正
予算（第2号）
日程第10 議案第30号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備
事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第31号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正
予算（第4号）
日程第12 議案第32号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正
予算（第2号）
日程第13 議案第33号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4
号）

- 先川議長 日程第2、議案第22号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4
号）」の件から、日程第13、議案第33号「平成28年度安芸高田市水道事
業会計補正予算（第4号）」の件までの12件を一括して議題といたしま
す。
本12件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長

から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長

去る2月23日付で本委員会に付託のありました、議案第22号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、議案第33号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）」までの12件の審査結果について報告をいたします。

付託されました12議案につきまして、2月24日に委員会を開き、市長、副市長、教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第22号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ7,443万3,000円を追加し、予算の総計を206億8,433万2,000円とするもので、国の補正予算に係る事業の追加、除雪に関する経費、市役所駐車場として利用している土地の購入費、施設等の修繕に関する経費、年度末における事業費の確定または執行見込みによる予算の調整が主なものとなっております。

審査を通じて出された主な質疑と答弁は次のとおりであります。

総務部の審査におきましては、委員より、「庁舎管理費の光熱水費の減額は、4月1日からの電力切りかえによるものと説明があったが、具体的な内容を伺う。」との質疑があり、執行部より、「新電力等、電力の自由化が行われたことに伴い、今年度から本庁・各支所あわせて、6カ所の電力入札を行った。3事業所で入札した結果、イーセルという会社が落札し、6庁舎についてイーセルから電力供給を受けている。今回の入札は手始めということで行っているが、各部・各施設の担当にも情報提供を行い、メリットがあるものは進めていくよう啓発を行いたい。」との答弁がありました。

消防本部・消防署の審査におきまして、委員より、「消防活動管理費の備品購入は、具体的にはどういった備品を購入されるのか。」との質疑があり、執行部より、「昨年、大型車同士の多重事故があり、高所での作業が必要となった。このことを受け、高所作業用足場を1脚と、限られた空間で鉄板などを切断するバッテリー型のツールコンビという機械を購入する。この機械は、物を切る、つまむ、引っ張る、拡張する、という多様な機能を持ったものであり、必要な装備として予算計上をしている。」との答弁がありました。

市民部の審査におきまして、委員より、「葬斎場運営費における環境影響調査業務の結果は、どのように把握し公表されるのか考え方を伺う。」との質疑があり、執行部より、「この調査業務は、周辺で井戸水等の使用されている家の水質、空気の調査を行うものであり、地域住民への説明会で公表している。毎年調査をし、この間4回行っているが、問題なく進んでいる。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきましては、委員より、「母子健康診査事業費

委託料の減額は、乳幼児の健康等の対象人数が少ないのか、健診に来られない方が多いのか、その内容について伺う。」との質疑がありました。執行部より、「これは医療機関に委託して行う乳幼児健診の事業費であるが、当初予算では月平均250人を見込んでいた。対象者には2枚の受診券を配布しており、年度越え等があるので具体的な受診人数は把握しにくいですが、対象として配布した人数は203人に対し、受診者は192人で、94.6%の受診率である。未参加の方へは、再度案内、電話や家庭訪問等で100%把握している。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、委員より、「有害鳥獣対策のジビエ特産化委託料を減額した経緯と、今後の事業の方向性を伺う。」との質疑があり、執行部より、「24年度の試行開始から、捕獲班、地域振興事業団、行政、それぞれ役割分担をしながら業務を行い、食肉、ペットフード用に肉の供給をしているが、収支は赤字である。その改善を行う中で、加工について調査研究しながら、薫製教室等、市民へのPRも含め、取り組みを行ってきた。こうした経緯の中で、加工にかかわる理解も共有してきたつもりであったが、協議の中でこの事業は時期尚早であるとして取りやめとなった。今後は時間をかけて方向性を定めていきたい。」との答弁がありました。

建設部の審査におきまして、委員より、「子育て・婚活住宅新築等補助金、婚活住宅促進団地購入補助金、住環境リフォーム補助金、それぞれの減額理由を伺う。また、住環境リフォーム補助金は、来年度この事業がないと聞いているが、金額は少なくとも大事なことだと思うが、今後についての検討はどうか。」との質疑があり、執行部より、「住環境リフォーム補助金は、途中で申請取り下げ等があり、若干の減額になっている。団地購入補助金、住宅新築等補助金についても、要件としてそれぞれ交付額が違うため、その差が不用額となったことも一つの要因である。リフォーム補助金については、24年度に制度化し、3年間の限度で推進してきたが、需要も多く、延長して27年度、28年度と引き続き予算計上を行った。今後は人口減少対策に重点を置き、U・Iターン者及び高齢者等に特化するなど、制度を整理し、新たな展開ができればいいと考えており、新年度の予算要求をしていない状況である。」との答弁がありました。

次に、議案第23号「平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」から、議案第33号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）」までの11件の特別会計等は、年度末による事業費の確定や執行見込みによる予算調整、またこれらに伴う一般会計からの繰入金を増減や積立金の整理、資金の借り入れに伴う繰り上げ償還金の計上などが主な理由となっておりました。

各会計の歳入、歳出をそれぞれ慎重に審査した結果、補正額・補正内容等、適正であると判断し、議案第22号から議案第33号までの12議案について、全て原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより、本案12件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第22号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、議案第33号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）」の件までの12件を一括して、起立により採決いたします。
本案12件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案12件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案12件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 一般質問

○先川議長 日程第14、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、一つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。  
あらかじめ、大枠2項目を通告しております。  
まず1項目。平成30年産からの米づくりについて、質問をいたします。  
平成30年産からの国の米政策が大きく変わろうとしています。生産調整は国による生産数量目標の配分に頼らず、それぞれの産地の主体的な取り組みが行われることとなります。生産調整を実施するメリットとしての米の直接支払交付金が廃止されることから、これまでの安芸高田市における農業施策にも大きく影響すると思われまます。

そこで、次の質問をいたします。

今後においても、農家所得の安定のためには、米の生産調整は必要と考えます。その生産数量目標の設定に当たって、安芸高田市農業再生協議会、以下協議会といいます。の役割がより重要になると思われまます。市として協議会に対する支援とその対策をどのようにお考えですか。市

長にお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

安芸高田市農業再生協議会に対する支援と対策をどのように考えているかという御質問でございます。

国において、米の生産調整、いわゆる減反政策は、平成29年度をもって、経営所得安定対策のうち、反当たり7,500円の米の直接支払交付金が終了いたし、平成30年度からをめぐりに、行政による生産数量目標の配分に頼らない、需要に応じた生産を行っていくこととなります。

国は、環境整備の一環として、産地別にきめ細かい需給、価格情報や販売進捗・在庫などの情報を提供しております。また、地域ごとに農業再生協議会が中心となって、水田フル活用ビジョンの策定を通じて、非主食米や麦、大豆、地域作物等の作付を誘導し、生産者や集荷業者はこれを踏まえ、経営判断や販売戦略に基づき、どのような作物をどれだけ生産・販売するかを決定することとなっております。

農業再生協議会は、生産調整だけでなく、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保など、地域農業の振興を目的として、市・農業委員会・農業共済組合・農業者団体で組織する協議会であり、事務局も市が担っております。

今後も本市の基幹産業である農業の振興のため、農業をめぐる情勢により見直しを行いながら、これまでと同様に支援する考えでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 今まで国の生産目標数値がそれぞれの行政へ指示があって、それに基づいて県も、そして市も取り組んできた。まあ市長、答弁の中で、再生協議会のいろいろな役割があるわけですが、そういったことが今度は行政で、県と市、そういったところが中心とした役割を持つということになる。これ米の生産調整というのは、本当は全部つくって、全部売れるっていうのが一番いいんでしょうけども、それはそうとしても、やっぱり今市場原理という中で、やっぱり米が余れば、米価格が安くなるということで、農家所得が不安定になるというようなことから、この生産調整も始まっておるわけですが、これがずっと国を頼って配分されてきたものを今度は改めて独自でやるということになりますと、もう考えればちょっと発展的な考えのようなんですけども、ちょっと考えを、視点を変えてみますと、結局米の価格は生産者が責任をもって決めるということになるわけですね。まあうちはしっかりつくるよ、全部つくるよっていうことになると、米が余って米価格が安くなって、農家の所得が不安定になる。で、まあ、ほいじゃあしっかり生産調整をして、市場考えながらそれぞれの行政が、また生産者が栽培を調整していくとい

うことになったら、米価格が安定してくるというような仕組みで、結局は最終的には生産者の自己責任というふうな考え方もとられるわけですよ。まあしかし、こういう政策が今行われようとしているわけですから、これに対して、やはり安芸高田市にとっても、これに従いながらより農業、農家所得の安定を図るためには、最大限の努力をするということになるわけです。

で、先ほど市長の答弁の中にもありましたが、農業再生協議会っていうのは御承知のように、これは安芸高田市の場合は市長さんが会長ですね。で、それぞれ議会も入っておりますし、農業協同組合、農業委員会、共済組合、まあひろほく農考会といって若い人たちの集団も入っているようです。そうしたいろんな団体がそれぞれの思いで参加しながらこれまで協議しながら、米の生産調整に参画してきたという状況にある。まあこれはこれとして継続するというものですから、特に大事にしていただきたいと思うんですけども。最初に申しましたように、国がもう言葉悪いですけど、責任を生産者のほうに向けるということになりますと、やっぱり行政も手薄になるという可能性もないことはないというふうに思います。よって、安芸高田市の場合は、やはり農業というのは安芸高田市における基幹産業の大きな一つでありますので、政策の中にしっかり位置づけて、この問題に将来に向かった取り組みをしていくということが大事だろうと思うんですね。

で、安芸高田市にも第2次総合計画が立てられまして、もう2年過ぎましたけれども、そうした中にも、まあ「人がつながる田園都市 安芸高田」ということですから、当然農業というのも大事にしていくということだろうと思います。まあそういったところをこれからもしっかり継続していくという、これはそのかわり、やはり行政だけじゃとてもできませんので、今言いましたような市民の皆さんの団体との協力をしっかり強固にしながらか進めていくということが大事、いうふうに思うんですね。

で、私が特にこのことについて質問をさせていただいておりますのは、安芸高田市というのはやはり農業を中心としたまちづくりが進められていくということからして、重要な問題だろうと思います。特に、米というのはこれまで農家の文化をとといいますか、つくり上げてきたものでもありますし、やはり米中心の農業制が行われてきたことによって、やはり各地域のコミュニティの充実に向けての必要なものでもあったというふうにも考えます。

そこで、再度質問いたしますが、この30年産からの米づくりについて、積極的なさらなる積極的な行政としての取り組みをされるかどうかということ再度確認をさせていただきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの米に対する政府の食管がなくなったということにつきまして、非常に我々も重く受けとめておりまして、今までの生産調整会議



協議会がもっと責任が重くなったような気がするんですね。今までどっちかと言えば、米を幾らつくるかという協議が必要だったわけですね。皆さんようけつくりたいとばかり言ったわけですが、今度は米をつくっても政府が買わんということですから、我々としてみれば付加価値の高いサポートしていかんやいけんということで、まあそういうような方向からこういう支援していかんやいけんということです。

まあ、あの今聞くことによったら、高いとこと安いとことでは倍ぐらい値段の差がつくぐらいになってしまう。これ生産者の責任だといえばそれまでですけど、行政としてもそういうようないわゆる付加価値の高い米ができるような支援策をとっていきたいと。そのためには企業の支援とかこういうことも考えにやいけませんけど、総合的な支援これ必要になってくるんだと思ってます。

それから、米だけじゃなしに、農業全般にわたって、食べる農業というか、野菜とかこういうものを中心にしながら、やっぱり総合的にその農家が安定的にしのげるような仕組みづくりを考えていくのが、この協議会の役割と思ってますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 この農業の本当の窓口っていうのが、私はここに農業再生協議会にあると思いますので、そこらの連携をしっかりととりながら、さらにこの充実強化した組織づくりに向けた取り組みも必要だろうと思います。これから長い年月の間に、この農業施策というのは続くんではないかというふうに思います。結局はそれぞれの分野において責任が重くなるということですから、当然自分たちのことですから、当然自分大事なことなんですけど、やはり最終的には行政の力というのは、行政の支援がないとそれぞればらばらになってしまうということですから、そのまとめ役はやっぱり行政がしていくということになろうと思います。

当然、農協さんにしても共済さんにしても、農業青年法人にしても、それぞれの農業団体も自分の生活がかかった取り組みをされるのは当然なんですけど、そこらをまとめ役としての市としての行政の役割というのは、これからさらに重要になるということを私は確認しておきたい、いうふうに思います。

それでは、この問題についての次の質問に移ります。

次に、自然災害や病害虫、鳥獣被害などによる減収を補償する農業共済が当然加入として義務づけられていたものが任意加入になること、青色申告の実施が条件となる収入保険の創設など、農業共済制度が見直されるようです。市として農家への周知はどのようにされますか。お伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 収入保険の創設など、農業共済の見直しについて、農家の周知はどの

ようにするかという御質問にお答えいたします。

国において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が予定をされております。これは、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を基準収量に基づき、補填するというものであります。この収入保険制度と農業共済や米・畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるならし対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入するということになることとでございます。

この制度の法案は、今国会に提出をされ、審議される予定でございます。取りまとめ団体も決定していないなど、不明な部分もございますが、農家にとっては青色申告が必要となることから、早目の周知が必要であります。制度が決定されましたら、JA広島北部、広島県農業共済組合と連携して、周知をしてまいりたいと考えております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 この制度は、今から、今法案で出されているようではございますけれども、結局これも今あります農業共済、これはまあそれぞれの田んぼ一筆ごとに掛金を計算して、半強制的に義務として当然加入としてでも入っているんですよ、農家の人はね。ちょっと一部一反以下とかいうのは別として、必ず入っているという状況で、これに対して、その掛金に対しては国が5割くらいを出した制度として、今までこの長い間、この農家の農家所得の安定のために被害が出たときには補填するという仕組みだったようです。

それを今後、強制的に加入するのではなくて、任意加入に切りかえるということ、これが一つ。そしてもう一つは、収入保険制度が新しくできるというか、法律が一部改正することによって創設されるということではございますけれども、これはやっぱり任意加入ということになるわけです。で、この収入保険制度については、青色申告をした農家、団体しか、これには加入できないということです。

で、この二つの保険制度が新しくつくられるということではございますけれども、最初に申し上げましたように、農業共済制度についてはこれは自然災害とか鳥獣による被害があったとか、そういうときにのみ補償されると。収入保険制度はそれとあわせて、米価格が下がったときの補償もあるということなんです。二つちょっと違うんですね。制度が。で、新しく収入保険制度というのは、米価格が下がったときにその下がった分を9割くらい補償するというふうな制度で、まあ二つの制度ができたということなんです。これはこれとして、私はいいことだろうと思いますし、その収入保険制度も米、麦、大豆だけじゃなくて、全ての野菜にもこれは通用する制度になるという仕組みになっているようです。これはこれでいいんですけども、任意加入ということになりますと、入っても入らん

でもそれは農家の勝手ですからいいんですけど、やっぱりそういう農家が例えば知らずに入らなかった場合、任意加入だったいのを知らずに入らなかったということについてもいろいろ課題が残ってくるわけです。これは当然農業共済もJAもそういう団体についてはしっかり宣伝をしておられます。しかし、これはやっぱりそういう任意団体の人たちの取り組みでありまして、行政としても農家所得の安定のために、またまちづくりのためには、このこともしっかり説明をして任意加入で、加入漏れがないような取り組みも私は必要なんじゃないかというふうに思います。これは、農家の勝手よというんじゃないくて、やっぱりそういう仕組みを行政としてもつくと。行政といいますか、これは農業再生協議会になるかもしれませんが、まあ当然行政としての役割だというふうに思います。まあそういうことからして、このことについてもしっかりPRをしていくということが大事だと思います。

それと、これ30年産からなんですけれど、青色申告をしなきゃこの収入保険には加入できないんですね。そうしたときに、この青色申告は、いつからするかというと、29年産の所得の税金申告からには、最低でもしとかんと、30年産から当初からの保険には入れないということなんです。この29年産の所得の申告は、来年の2月16日ですか、から3月15日ぐらいまでなんですけど、そこで青色申告をせにゃいかんということになるわけです。ですが、この青色申告をするためには、ことしの3月15日までは青色申告をしたいということを税務署へ申し出にゃいけないのです。申し出て初めて税務署から承認があつて、29年産の青色申告ができるというふうな仕組みになっているようです。そうしますと、もう日がないんですね。

で、30年産からの収入保険制度に入ろう思うたら、ことしの3月15日までは税務署に届け出して、青色申告を29年産からしとかんと、必ず1年しとくというのが最低の条件で、本当は5年間青色申告をしておるとというのが基本大事なようですけれども、まあそういったような、なんか国もちょっとどういいですかね。余りにも唐突なような制度をつくってくるので、やっぱり農家の人もちょっと戸惑いがあるいうふうにも思います。しかし、そういうことになっておりますので、そういったことも、余り農家の人は、まだ法案が提出中ですから御存じないと思うんですけども、この法案が通りますとそういう状況になるということで、そこらも農協とか各種団体に任すだけじゃなくて、やっぱり行政としての周知の徹底を図る必要があると思います。その点についての再度市長のお考えをお聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 やっぱりこの新しい制度につきましては、私ども含めて勉強はしていかにゃいけんし、このことについては市民の方々に周知徹底というのは御指摘のとおりだと思います。していきたいと思ひます。

最初、心配だったのは、3月、来年しよう思うたら、もう期限がきてるよということなんで、まあこのことにつきましては、早急に勉強しながら、できるだけ間に合うような形で周知図っていきたくないと、かように思います。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 3月15日といいますと、もう日がありません。ですが、まあ一応そういう制度になりつつあるということのようですから、改めて私も一般質問の中で申し上げておきたいんですけども。まあとにかく、青色申告を29年産の農業所得をするかしないかは別として、やはり税務署へ行って、届けをしとくということが大事なようです。ですから届けをして、29年産の青色申告ができるかどうかは別としてでも、一応届けをしておけば、とりあえず30年産からの収入保険制度に加入できるということのようですから、これは私がちょっと得た情報です。

それでは、次の質問に移ります。

生産調整政策の見直しで産地間競争が激しさを増し、特に中山間地域の米生産はさらに厳しくなると予想されています。安芸高田市における農業は米づくりが主であり、経営的にも厳しい状況にあります。しかし、地域を守り、高齢者の健康、生きがいにもなっているなど、集落営農、個人経営、規模の大小にかかわらず、まちづくりに大変重要だと思えます。また近年、規模拡大、転作作物による企業の経営を目指す若者もふえ、定住にもつながり、雇用も生まれています。市内の新たな産業として、その育成も大切です。

こうした安芸高田市における農業の意義を考えると、今後協議会との連携をさらに強化し、新たな視点でより活力のある農業に向け、これまでの農業施策の再点検と見直しが必要ではありませんか。市長にお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 米の生産調整政策の見直しにより産地間競争が激化し、中山間地域の米生産がさらに厳しくなる中、新たな視点でこれまでの農業施策の再点検と見直しが必要ではないかという御質問にお答えいたします。

国は今後10年間で、全農地の8割を効率的な農業経営を行う大規模農家や集落営農法人などの担い手に集積する取り組みを推進しようとしております。本市は、国の動向を見据えながら、土地利用型の水稲や、園芸作物の担い手を育成・支援していただくだけでなく、ハウスを利用した施設園芸をJA広島北部と連携し取り組んでまいりました。青ネギの水耕栽培で年間10億円の販売を達成した「クリーンカルチャーグループ」をはじめとして、農業所得だけで生活できる企業の経営感覚をもった認定農業者も多く育てられます。また、高宮町の羽佐竹地区にお

きましては、県営事業により大規模野菜団地を整備し、一大産地の形成を目指して取り組んでおります。

今後もJ A広島北部と連携し、地域における担い手の育成・支援と、ソバ・麦・大豆とともに、羽佐竹地区大規模野菜団地の整備による野菜などの産地化など、園芸作物の一層の普及を図り、営農規模の小さい多様な担い手に対しては、農業所得向上のため、農産物の6次産業化や産直市のさらなる活性化を目指して、道の駅の整備に取り組みたいと考えております。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これまでの農業の施策というものが、国も大きく変えようとしていますし、当然それに伴った行政も、安芸高田市も見直しをしていくべきところはしていくということになると思います。今まで継続するものについては、継続していくということになると思うんですけども。やっぱり、今国の政策は先ほど市長も答弁されましたけれども、農政というのは大規模農業を目指すというところもあるわけです。政策対象となる担い手というのは、認定農業者とか、認定就農者とか、集落営農とか、法人とか、そういったようなことを考えているというのが主流のような気がいたします。

しかし、安芸高田市にとっては、それだけじゃなくて中山間地域においては、大規模経営が難しい地域もあるわけですし、そして先ほど申しましたように、農業をすることによって、やっぱり高齢者の生きがいにもなっているというふうなこともあります。そういうことからして、そりゃ経営を安定させるためにはある程度の規模も拡大も必要でしょうし、それから企業的経営も大事だと思いますけれども。そうでばかりではないこの安芸高田市の地域においては2通りの農業施策が必要なんじゃないかというふうに思います。で、それとあわせてですね、やっぱり空き家対策、また移住、そういうことを考えたときには小農家であってもやはりこの安芸高田市へ住んでよかったなというふうな農業をして心豊かに生きられるなら、いうふうなことも考えておく必要があると思うんです。

で、安芸高田市にとっての農業というのは、そういった経営的な感覚だけではなくて、福祉対策にとっても大事な重要な位置づけであろうと思いますので、そういうことも考えながら2通りの農業施策を展開していくということがこれから私は大事なのではないかなと思うんです。それは、成長も大切ですし、循環型も大切ですし、拡大とあわせて持続していくということも大事だと思います。また競争も大事なんですけども、共生、ともに生きるということも大事だと思います。これが、私は安芸高田市の農業の原点であってほしいと思うんです。ですから、そういったことをこれから経営的な感覚、当然収入を得ると、農家の所得を安定

させるといふことももちろん大切ですが、そういった複合的な考え方を持った農業施策の展開も私は安芸高田市にとっては必要なのではないかと、思っています。そして、やっぱり小さい農業であっても、自然環境を守るとか、いろんなその地域のコミュニティを守るとか、つくるとか、そういったこともありますので、2通りの政策をしっかりと展開していくというのが安芸高田市にとっては大事だろうと思います。

あわせて、先ほど言いましたように、若者たちが企業感覚を持って農業を営んでいくというの、これも支援していかにかいにかんというふうなところで、このいろんな2通りの、今私が考えておるのは2通りの大まかな施策の展開をしていくというの、大事だろうと思いますが、ここで改めて市長の考えをお聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えいたします。

大規模化とか、農地の集約化とか、今国が言ってるのは、経営感覚からそういう風来てますけど、議員御指摘のように、小さな農業も大切にしていかにやいけんと思ってます。まあ安芸高田市ですね、7割が兼業農家なんですよ。ほいで、その7割の方々は今度はほとんどの方々が仕事をもちながら農業もやってかにかいけんということなんで、まあこのまちを支えていくためには、まさしくこの兼業農家を支えるということも大事だと、むしろこっちが大事かもわからんということですね。まあこのことはしっかり我々も意識して考えていきたい。ほいで、我々がまあこう今考えとることは、まあこのたびのTPP対策、農業に対するなんですけど、まあ逆手にとってですね、例えばこういわゆる先ほど答弁いたしました食べる農業と言ったんですけど、羽佐竹の大規模農地、あそこへキャベツ団地ができたということじゃなしに、先般イオンの社長が来ましてね、市長、あんたこのキャベツだけきてから雇用しただけで喜んどるんかとおっしゃった。もつともつ大事なことなんですよ。イオンさんという大きな企業がね、大阪とか東京へ持って行ってから、そのルートをつくってくれということなんです。今までの広島県の農業はね、いわゆる何て言うかな、産地化農業じゃないんですよ。きょうトマトつくりんさいと。トマトみんながつくったら安くなったらキャベツつくりんさいというような農業だったんですけど、今度はこういうことがいくと、うちの今度新しくできる道の駅も含めて、産地化が可能になる農業になります。産地化。だから、産地化ということはここを基準にして食えるということで、そういう意味の大規模農家も必要になってくると。

それから、もう一遍半面ですね、やっぱり空き家対策やるにしても、安芸高田市の魅力は、農業ができるから魅力いう人もおられるわけです。先般も出てましたけど、もうじき農地の買う面積の、今農業委員が検討してますけど、それもつこう検討していく課題もあるんですけど、空

き家に住んで、やっぱりちいと自分の農業をして、自分の食べるもの食べて、これは生きがいだという方もおられるんで、こういうこともやはり大事に考えていきたいと思っております。そのためには、そういう人が住みやすいような、やっぱり法的な工夫とかこれも必要だと思っておりますので、我々欲張って考えてございますけど、議員御指摘の二つの課題を同時解決するような目的でやっていきたいと、どちらも大事ということで考えていきたいと思っております。

農業ですね、やっぱり幅広く考えたら、小規模でも大きな収入上げるという道もあるわけです。だけど、そのためにはやっぱり農家の方々が量的とか品質のことをしっかりと行政とともに勉強していかないとという課題もございますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 どうも今の国の政策を見ますと、経営重視のような感じがするんです。産地間競争をしっかりと、まあ世界へ通用する農業を目指すということも大事なんですけど、安芸高田市にとっては、大規模も大事ですし、そこで雇用も生まれておりますし、やっぱり小規模の農家というのも、先ほどこっちのほうが大事なんじゃないかというふうな思いもされておられます。

そういう安芸高田市の現状を踏まえた農業施策というものを今後とも継続していくことが、私は安芸高田市の市民にとって、私は大いにプラスになるまちづくりになろうと、私はそう考えております。そういういろんな市長の答弁の中で、私の思いとよく似たような答弁をされておられるということで私も安心するんですけど。やっぱり、これからの農業というのは持続していくということが大事だと思いますので、そしてその農業を通じて、米づくりを通じて、地域間のコミュニティとか集落の維持とか、農地の維持とか、環境の維持、まあ自然環境の維持ですね。そういうことも大事な要素を農業というのは持っておりますので、そういった農業施策の展開を今後とも継続していくことを考え、要望して私の一般質問を終わります。

以上です。

あ、失礼しました。まあそういうことでよろしくお願ひします。

次に、2項目目に移ります。

学校統合における駐車場の確保について、学校の行事内容によっては参加していただく保護者、地域住民の方などにこれまで以上の駐車場の確保が必要と思われませんが、どのように考えておられますか。教育長にお伺ひいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宋戸議員の「学校統合における駐車場の確保について」の御質問にお答えをいたします。

現在、市内小学校学校規模適正化に係る八千代地区・甲田地区につきまして、平成30年4月1日を統合年月日と定め、不足する教室の増築や既存施設の改修工事などの準備を進めるとともに、統合準備委員会におきまして、70の協議項目について、月1回程度のペースで協議を進めていただいております。

その協議項目の一つに、駐車場についての協議をいただいたところですが、とりわけ甲田地区における協議では、要望事項としまして、「学校施設の整備とあわせて駐車場の整備を要望する。特に学校行事等の場合、必要に応じて臨時的に駐車場を確保することを要望する。」とした取りまとめをいただいたところでございます。この要望に対する市の見解としましては、「学校施設全体の中で駐車場整備を検討し実施する。」と回答させていただいているところでございます。

甲田小学校につきましては、学校グラウンド内にプールの新築も要望されていることから、今後解体予定の基幹集落センター跡地や、近隣施設の臨時的利用を含め、駐車場確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 統合が進むということで、特に甲田の小学校予定地の周辺の人がちょっと心配しておられましたので、協力は幾らでもできると、土地を使っただけでもいいという方もいらっしゃいます。まあ早くからの取り組みがないと、突然車が今までの3倍ぐらいの車が自家用車がそこに集まるということになりますと、周辺の人たちも駐車場でないところへとめられたりするような可能性もあるという恐れから、早目に周知をして、駐車場の確保をしていくというのがいいということも言われておりますので、あえて質問をさせていただきました。これ現実的な問題ですので、特に取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。

○先川議長 以上で、宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 5番、無所属、山根温子でございます。

通告に基づいて質問をいたします。

市長は平成29年度の施政方針において、財政的に多くの課題がある中、財源を集中し取り組んでいかなければならないことは人口減対策であり、



市の未来をつくる投資として重点的に取り組む方針を示されました。今回私は市の未来をつくる投資としての取り組みの中で3点ほどありますが、移住定住の促進、学校教育の充実、子育て支援の充実に力を入れていくとのことですので、大枠2点、子育て環境についてと、子育て支援について質問をいたします。

市長が挙げられました施政方針の中で、子育て支援の充実では保育料の無料化に向け、第3子以降の保育料の無料化、第2子の保育料半額負担の継続、さらに病児預かりのサービス体制の整備など挙げられました。また、保育環境の充実としては、空調機器の設置による快適な保育環境の整備、甲田地域には3つの保育園を統合した認定こども園の設置、そして子育て医療の充実では医療助成を18歳までに拡大、不妊治療費助成の上限撤廃の継続が挙げられております。これら、子育て支援施策、子育て医療の充実が県内他市町や子育てのしやすさをPRしている他県の市町村と比べても、遜色ない充実度です、と施政方針で言われておりますが、子育てするなら安芸高田市と市内外にPRするについて、もう一押し御検討に向けての提言を含めて質問をいたします。

また、大枠2点挙げておりますけれども、1点目答弁を市長に求めています、これ教育長にもかかわることがございますので、教育長にも御答弁お願いしたいと思います。

それでは、大枠1点目、子育て環境について御質問いたします。

吉田町や甲田町から小さな子を連れて遊びに行くところがないという声をいただいております。就学前の幼児やその保護者などが利用できる公園について、現在安芸高田市において利用できる公園施設についての現状をお伺いいたします。

○先川議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの「市内において利用できる公園施設」についての御質問にお答えいたします。

本市においては児童公園など、子育て支援課が所管するもの、サッカー公園、吉田運動公園など、教育委員会が所管するもの、郡山公園や土師ダム記念公園など、商工観光課が所管するもの、また農業公園など、農林水産課が所掌するものと、また住宅跡地を利用しての市内の公園など、さまざまございます。また、国や県補助事業で整備されたものなど、設置管理条例で規定をされたものもあれば、条例に規定されていない広場のようなもの、その数は的確なものとして把握できておりません。圃場整備事業における農村公園など、受益者が特定されている場合もございますが、基本的にはこれらの公園は公の施設であり、誰でも利用できる施設となっております。

種々多様でございますので御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 　以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

- 山根議員 本日に種々多様で数も完全には把握できていないということで、そして所管も所掌するところも、それぞれに教育委員会、商工観光課、農業、住宅、本当にいろいろな課がそこを持っているんであるのがわかりましたけれども、その中でも砂場とか遊具がある施設、幼児を連れて遊びに行けるそのような施設について把握できているものがあれば、何カ所ぐらいあるのか、お答えください。
- 先川議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 遊具をそなえたものは、土師ダムの「のどごえ公園」があると思います。それから、サッカー公園があると思います。現在大きなものはその2点でございますけど、今後必要に応じては整備していきたいと、かように思います。
- 先川議長 以上で、答弁を終わります。  
山根温子さん。
- 山根議員 土師ダム公園、サッカー公園が挙げられました。大きなものではないということで、ということは安芸高田市全体と見て公園が少ない。気軽に小っちゃい子どもを連れて遊びに行ける場所が少ないということでよろしいでしょうか。  
市長にお伺いします。その認識というのが、公園について、やはり若いお母さま方は行くところがない、遊びに行くところがないと言われるんですよね。
- 先川議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 役場時代から各町こういう意識がなかった、いろんな状況あります、吉田町含めて。だから、ないと思います。ほとんど。だけど、今の政策においては、その大きな公園とか、また住宅の跡地などには子どもが遊べるような遊具も備えることを今検討しているところでございます。  
ただ、全体的にこれを整備するといっても、なかなか予算の都合とかいろいろございますので、やっぱり体系的に整備するには、やっぱり市の空き施設とか、今の公共施設の利用状況を踏まえた上で、総合的に考えていかなきゃいけないと、かように思っています。これを要らないとは申し上げてませんので、御理解してもらいたいと思います。
- 先川議長 以上で、答弁を終わります。  
山根温子さん。
- 山根議員 まあ、そういった状況の中で、公園を求めて毎月広報の「元気な親子」というページがございます。そのページを見て園庭開放、保育所の園庭を開放しているところがあるので、そこに行かれる親御さんがいらっしゃいます。  
次、2点目に移ります。  
園庭開放の目的と現状についてお伺いいたします。
- 先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「園庭開放の目的と現状」についての御質問にお答えいたします。

現在、園庭開放は安芸高田市内、全ての保育所で実施をしております。園庭開放を実施する目的は、身近な保育園で、在宅で育児をされている親子が、集団との触れ合いを体験したり、保護者同士が情報交換したり、また保護者の育児についての悩み事に保育士が助言するなどして、在宅での育児を支援することにあります。

実施日は、毎月、開催日を決めて実施をしている保育所や特定の日に限らず、随時開放している保育所など、地域の利用状況などに応じた対応を行っておるところでございます。利用された児童の年齢は、保育所に入所されていない0歳児から2歳児までの親子がほとんどでございますが、保育所への入所年齢の低年齢化に伴い、利用者数は減少傾向にございます。この園庭開放は、保育所機能の開放と、気楽に訪れて相談したりすることができる身近な場所として、子育てを支援する重要な役割を担っており、今後も継続して実施してまいりたいと思っております。御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私がこの園庭開放について目を向けたのは、やはり公園が少ないというお母さま方がいらっしゃって、その方々にお聞きした内容を担当課に持って行きました。そうすると、やはり砂場とかは犬や猫のふんとか尿によって汚染されることもあって、なかなか難しいんだと。また、施設、設備、遊具についても、その安全面でそれを続けて安全が確保できるようにもっていくのも困難であるということで、今市は保育施設での園庭を開放しているから、そちらを使っていたきたい。そういった施設の中ではちゃんとした遊具の管理、砂場も管理も行っているということでございました。しっかりとそれを受けとめられて、幼児を持たれてるお母さん方はそこを探して行かれてるんですけども、実際このことし2月の広報誌、元気な親子のページ、園庭開放体験入園日程について見ました。そこに子どもたちは友達と遊んだり、お母さんと遊んだり、楽しい時間が過ごせます。その傍らで、保護者の方は育児の悩みなど、情報交換もできますと書いてあります。毎月のこのページに書いてありますね。

で、2月では園庭開放される日は、と見てみました。13日、同じ日に複数の施設が開放されることがありますので、それは1日と数えてます。毎日ではありません。週によって、火曜、水曜、木曜、金曜日の午前中、9時半かあるいは10時から11時か11時半まで、約1時間半が開放される時間です。驚きました。開放される園が毎回変わっております。各町、本当にきょうは吉田だったら、次は高宮、そしてその次は甲田、八千代、向原、美土里と。本当に各町を回ってます。さらに時間が午前中と限ら

れております。

このなぜ驚いたかといいますと、園庭開放はいつも同じ園が開放されていると私は思っておりました。さらに時間については午後も開放されていると思っておりました。利用されたことのあるお母さん方から現状を聞いて、広報誌を改めて見ての驚きです。先ほど言われておりました在宅育児支援、随時開放しているところもある。というような言葉もありましたけれども、子どもたちは友達と遊んだり、お母さんと遊んだりと楽しい時間が過ごせますと言っても、毎回場所が異なるところで、そこで小さな子どもがお友達をつくるのは、初めて会う子もいるかもしれませんから、大変だと思います。何回も会ってやっとお友達になれてという、そういうスペースであると思っておりましたけれども、毎回違う場所を確認して行くとなると、本当に自分のお友達の親子の方と一緒に行く約束をするようでないとしても楽しい時間は過ごせないかもしれません。この少子化の中で、子どもを連れて歩いていてもなかなか同じような親子連れに出会うことは少ないと聞きます。

公園が少ない中でこのような園庭開放の状況を市長はどのように思われますでしょうか。お聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私も現場の認識不足はありますが、やっぱり園庭開放、利用者の皆さん方に利便を与えるものでございますので、議員御指摘のようなことがあってはいけないと思っております。

ただ、こういう会合にはいろいろ目的がございまして、我々は経費節減の意味から現況の保母さんらの勤務状況考えても、これ考えてますので、今回経費を出してでもこういうことが大事という政策転換を図っていく必要があれば、やっぱり方向転換をしていきたいと思っております。これは中で十分協議をさせてもらいたいと思っております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 十分協議されるということで、砂場や遊具などの施設が整備された園庭が、利用者目線での開放がなされるように期待いたします。

それでは、3点目に移らせていただきます。

県北の他の2市、三次と庄原のことですけれども、この2市においては子育て環境の整備が進んでおり、大規模な公園も整備されてきております。本市における同様の子育て環境、公園の整備についてはどのように考えておられますでしょうか。お尋ねいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「本市における子育て環境、公園の整備」についての御質問にお答えいたします。

人口減対策の中でも子育ての環境整備は、重点課題と位置づけており

ます。施政方針でもお示しをしたとおりでございます。子育ての場としての公園の役割でございますが、子どもにとっては運動や遊び場であり、創造力を育む場でございます。また近年は保護者同士の交流やコミュニケーションの場として注目されるなど、公園の機能も多様化しております。

市内では、八千代の「のどごえ公園」において、親子で楽しめる遊具等を設置しておりますが、現在のところ次の具体的な公園整備の計画はございません。住民ニーズを踏まえ、利用者実態や施設の維持管理方法、安全性なども考慮しながら、これからも慎重に検討していきたいと思っております。

御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 先日、八千代町の土師ダムの「のどごえ公園」の芝生広場で遊んでいる子どもたちに会いました。小学生でしたが、吉田から来た子どもたちです。公園のバルーン型のカラフルな大型遊具のほうで遊んでおりました。「吉田には遊びに行ける公園はないの。」って聞きましたところ、「吉田のほうにはこんな公園はない。」と。土師ダムには先ほどの申し上げた6歳から12歳向けの大型遊具が配置されています。また、3歳から6歳用の幼児向けのゾーンもありますが、残念なことにこの周辺の敷地、シカのふんだらけという状況でございます。

先ほど次の整備計画はないとおっしゃいましたが、本格的に始動する道の駅に子ども向けの広場を設けることを提言いたしたいと思っております。市長はこのことについてどのようにお受けとめいただきますでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど計画がないと申し上げたんですけど、これ大事なことでございます。今までの例えば大きなお金を使って公園整備をするのではなくて、既存の施設の活用とか、今後つくる道の駅とか、検討をさせてもらいたいと思っております。ただ、いろんな理由があってできんこともあるんで、御理解してもらいたいと思っております。

ただ、皆さん方に父兄の方来られるんですけど、一番の課題は、いわゆる事故については保護者が責任を持つとおっしゃれば相当のことできるんですよ。これを全部今の保護者の方々、みんな行政の責任と言ってこられるんで、そこ行き止まることがございますんで、やっぱり権利と義務という認識を市民の方にも持ってもらいたい。こういう大事なことですから、市でも一生懸命になるけど、総合的にこの問題を解決するように心がけていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員　　そうです。公園から遊具がだんだんと減っていくのは、やっぱり安全面。それをやはり何か事故があったら、その責任を追及される。そういう流れがどんどん強くなっているのがあると思います。

検討はするということで、さらに言わせていただきますと、安芸高田市内の子育て世代の方から、月に数回は遊ぶところを求めて、子どもを連れて、時間もガソリン代も使って三次に行き、運動公園、遊びの王国で時間を過ごし、お弁当は持って行くけれど、せっかくなのでワイナリーやトレッタにて何か食べたり買い物をする。安芸高田市内にあれば、もっと身近で地元にお金を落とせるのに、という声もあります。ぜひ検討いただきたいものですが、最後に改めて市長のお考えを聞かせてください。

○先川議長　　答弁を求めます。

市長　浜田一義君。

○浜田市長　　子どもたちのことについては、私は不必要とは先ほどから申してませんので、今度機会があればそういうことはつくっていきたくたい。ただですね、三次、庄原がいいと言われてもですね、うちのいいところもございますので、やっぱり皆さんと使う方の、利用者の方の責任もあるんだったら、これからも前向きに考えていきたくたいと、かように思っています。

当然、次からできる施設とか、こういうことにも考えていきたくたい。いわゆるどういう状況にあるにしろ、安芸高田市からこの他市へ逃げるということは非常に人口減対策にマイナスでございますので、これ人口減対策の一環としても考えていきたくたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○先川議長　　以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員　　子育てするなら安芸高田市と言われるのであれば、それだけ子育て世代、若者を引きつけていくような魅力あるまちづくり、その中の一つとして子ども向けの広場、選んでいただけるようなものになる、また道の駅、対象、来てくださる対象をどこに向けていくかも必要と考えることは本当に大きなことだと思えます。その中で検討していただきたいものだと思います。

それでは、次にまいります。

地域における子育て環境と放課後児童クラブについてでございます。少子化によって子どもが少なくなった地域では、学校から帰っても遊び友達がいない環境にある家庭がふえております。保護者に仕事がある場合は、放課後児童クラブを利用できますが、そうでない場合については放課後児童クラブの利用はできません。利用条件を緩和することが可能であるか、あるいは他の解決に向けた方針をお持ちであるか、お尋ねいたします。これは市長と教育長に御答弁いただきたいので、まずは市長からよろしいでしょうか。お願いいたします。

○先川議長　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「地域における子育て環境と放課後児童クラブについて」の御質問にお答えいたします。

安芸高田市内には平成29年2月現在、15カ所の放課後児童クラブがございます。680名の定員に対して607名の児童が在籍しております。これは、本市の全小学生1,351人の約5割に当たります。かつては、受け入れ施設の不足などから、待機児童が発生した時期もございましたが、施設の増設など実施した結果、近年待機児童は発生しておりません。

放課後児童クラブの運営費は、児童福祉法の規定を根拠とする国庫補助対象事業であり、国が定める利用対象児童は、「その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。」となっておりますので、この条件を緩和して児童の受け入れを行うことは、現在は考えておりません。仮に利用条件を緩和したとしても、現在の受け入れ施設の状況から考えますと、多数の待機児童が発生することが想定をされます。

こうした状況でございますが、一方、平成26年度に国が策定した「放課後子ども総合プラン」においては、学校施設を活用し、施設の利用条件を必要とせず、全ての児童が放課後に利用できる「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を一体的に、または連携して計画的な整備を進めることを規定しております。

当市において、直ちに「放課後子ども総合プラン」を実施していくことは、学校施設の利用や事業の実施方法等、さまざまな課題を克服しなければならず困難であると考えますが、今後、国の動向に注視しながら、利用ニーズに応じた検討を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの山根議員の御質問にお答えをいたします。

準備が少し不足しておりますが、正確な答弁になるかどうか心配なところもございますが、現在、御承知いただいておりますように、安芸高田市は小学校学校規模適正化を推進をしておりますところでございます。先ほど市長の答弁にもありましたが、空き教室等を使った有効活用ということで、確か平成26年の8月だったと思っておりますが、国のほうが「放課後子ども総合プラン」というのを厚生労働省、文科省ですね、文部科学省合同で示しておるということについては把握をしております。

しかし、本市の実態を見ましたときに、児童数はもちろん減少傾向にあります。一方ここ最近子ども一人一人のニーズに合った教育を保障していくということの中から、いわゆる特別支援学級というのが1名でも認可されるという方向に変わってきたということもありまして、児童数の減少に伴うほどの空き教室というのは十分でないという状況でございます。

しかしながら、議員御指摘のように、子どもたちがいわゆる学校での

学習を終えた後、どのように、とりわけ集団で遊んでいくかということは、その後の子どもの人格形成上と申しますか、全人的な発達には大きな影響を与えるということは十分認識しておりますので、今日進めております学校規模適正化の進捗状況とあわせて、さらには市長部局のさまざまな制度との関係から連携を深めながら、いずれにしても遊ぶ友達がどんどん減ってきておる本市の実態を踏まえ、子どもたちの集団遊びということは何らかの形で補償できるような対応に向けて引き続き努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 放課後子ども教室は、教育委員会のほうなので、教育長からはその中でしっかりと受けとめていただいていることをお聞きしました。また、市長のほうからはいろんな意味で財政的なこと、いろいろ所管もかわり、検討しなければいけないことあると思いますけれども、放課後子ども総合プラン、本当に国がこういった少子化の中の現況をしっかりと把握してつくられていると思います。

その中で既に動いている市町もございます。しっかりと厚生労働省と文部科学省、省庁が本当に二つで完全な縦割りで、なかなか進まないところがございましたけど、こういうものが出ましたので、しっかりとその国の施策のもとに市町もそれに対応して行って、実際保育にかけない保護者の方は、じゃあ学校から帰った、でも子どもたち、友達が地域にいない。そんな中で保護者だけが対応して、この学校から帰ってからの数時間ですね。ほかの子どもたちは、放課後児童クラブでいろんな子どもと一緒に時間を過ごすことによって、いろんな意味で成長してまいります。そういった成長もやっぱり、ともに遊んで、ともに学んで成長していく機会の減少をしっかりと補完していただきたい。今後に向けても国や県はいろいろと進めてまいります。子育て世代の声にしっかりと耳を傾けて、現状をしっかりと踏まえながら、おくれることのないよう先取りしていくことも大切だと思いますので、お願いいたします。

では、大枠2点目の子育て支援について、お伺いいたします。

小学校入学に向けた就学前健診について、法定健診と書いておりますが、もし保健法という法律で決められた市が行う乳幼児健康診査のことと申します。安芸高田市では、答弁の中で言われると思いますけれども、乳児健診、1歳6カ月児健診、2歳6カ月相談会、3歳児健診、で5歳児については相談という形がありますけれども、そういった健診を行った後、3歳児まではしっかりと集団健診という中でされますが、5歳児相談については希望者に就学に向けての相談を行いますということで、保護者の方にとってはもっとしっかりとしてほしいなという声がございます。5歳児の就学前健診について、どのようにお考えでしょうか。市長と教育長にお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。



市長 浜田一義君。

○浜田市長 この課題につきましては、教育長答弁ということで対処しましたので、教育長から答弁いたします。よろしくお願いします。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの山根議員の「小学校入学に向けた就学前健診について」の御質問にお答えをいたします。

就学時健康診断は、小学校に入学する就学予定者を対象に、入学予定の前年度に健康で楽しい学校生活を送ることができるよう、学校保健安全法に基づき、あらかじめ心身の状態を把握するために実施する健康診断でございます。

本市におきましても、平成21年10月に作成しました、就学時健康診断実施マニュアルに基づき、毎年実施をしております。この制度は就学予定者の心身の状況を把握した上で、保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導助言を行うことのできる大変重要な健診であると考えています。

先ほど議員の御質問にありました、教育委員会が担当します就学時健康診断前の健診ということにつきましては、当然就学前教育ということの中で、保育所、幼稚園あたりとの連携は取っておりますが、実際には十分でないところもあるというふうに認識をしておりますので、今後さらに保育所、幼稚園、あるいは市長部局のほうとしっかり連携しながら、いずれにしてもこの教育委員会が所管します、就学時健康診断という目的は適正な就学についての指導を行うということと、義務教育の円滑な実施に資するということがありますので、当然小学校へ入ってきてからのスムーズな教育ができるということにおきましては、まだまだ連携が不足していることもありますので、そのあたりしっかり今後努力をしていく必要があろうと考えておるところでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 教育長の答弁にもありましたように、就学前健診、義務教育に入るスムーズな教育がとれるようにということでございます。現在の安芸高田市のそれに当たる5歳児の相談ですね。これは希望者に就学に向けての相談、中を聞いていきますと、保育園、幼稚園において、何らかの気づきがあった方には、その園長さん、所長さんですかね、がアドバイスするというところで受けられる方もいらっしゃるようですが、やはり学校教育となると、1年生、文字を読んだり書いたりしていくわけですから、そういうときになって初めて文字がなかなか読めない、書くのが難しいというようなことが、それから初めて見つかることもございます。それについて、何らかのもう少し早くわかっていたら、というような思いを持たれてる保護者の方もいらっしゃいます。

そういう点で、希望相談でよろしいのか、というところもでございます

し、今特別支援学級等ふえているというところもグレーゾーンの方もいらっしゃるというところで、しっかりときめ細やかな対応をしていただけるように、御検討が必要ではないかと思えます。そういったことで、もう一度教育長の御答弁いただけますでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの山根議員の御質問にお答えをいたします。

いわゆる5歳児の保護者の希望があれば相談に応じるという、そのことにつきましては、大変不認識で申しわけありませんが、ちょっと私が十分把握できておりません。

教育委員会が所管しますのは、先ほど申しました就学予定の1年前に実施をする健康診断でございます。これにつきましては、法律で決められている健康診断でございますので、就学予定者全ての家庭に通知を出して実施をしておるものでございますが、21年にマニュアルを作成したというふうに申しましたが、これは本来であれば教育委員会が責任を持って実施する診断なんです。

ところが、今日、保護者の方もいわゆる働いておられる方が、大半を占めるようになりまして、保護者の要望もあって、検査内容がほとんど保育所や幼稚園で実施する検査と重複しているということもあって、そのことの協議を踏まえて、保護者の了解をいただきながら、その重複している検査についてはそちらの検査結果を活用をさせていただくというふうに変えてきております。

これは、今申しましたように、大変な待ち時間があって、就学時を抱えている保護者の方から、何とか改善ができないものかという要望の中で今のような方法をとらせていただくということに至りました。それでも、漏れる方がおられます。その方につきましては、教育委員会のほうが責任を持って、保育所や幼稚園で健診を受けられなかった方には、再度教育委員会が責任を持って検査を実施しておるということでございます。

昨年、一昨年は、私の記憶では、1名も保育所、幼稚園で検査を受けられなかった該当者はおられなかったというふうに記憶しております。3年前に1家庭ほどおられましたので、教育委員会のほうで連絡をとらせていただいて、教育委員会のほうで責任を持って健診を受けていただいたということがございます。したがって、大変申しわけありませんが、希望者について、ということについては、少し時間をいただいて、早急に再度私のほうで教育委員会の所管かどうかも含めて、調べさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私も調査不足だったかもしれません。

では、その5歳児相談、私は希望者に就学に向けての相談を行います

という、母子保健事業の流れをいただいた中で書いてあったんですけれども、執行部のほうから御説明いただけたらと思います。お願いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 ただいまの山根議員からの御質問でございますが、5歳児相談が任意でといたしますか、希望者のみということでございます。この5歳児相談は、2年ぐらい前から新たに始めたものと記憶しておりますけれども、就学前の先ほどからお話になってます就学時に向けた健診で、基本的には就学後のスムーズな移行いたしますか、スムーズな就学を支援するものでございますが、そうした中で今の健診が年度の中盤、10月ごろ、11月ごろの健診になります。それでは、対応が遅いのではないかという御意見の中で、そういう御要望もいただいたんだと思うんですが、4月時点で、早い段階で、この5歳児相談を始めることによって、その対応を御心配かどうかっていう部分はあるんですが、御心配である、保護者の方が御心配な場合、それから先ほども出ましたが、保育園のほうでほとんどの方が就園されてますけれども、保育園のほうで心配だと考えられる場合、この相談会で我々保健師のほうに相談をいただいて、その対応を1年間かけて就学までに少しでも改善ができるものは改善するし、その内容がはっきりして専門的な支援が要るのであれば、そのような連携もとりたいということで、始めたものでございます。

ですから、乳児健診であるとか、1歳半健診、3歳児健診とは、ちょっと趣を変えています。法にのっとってやってる相談会ではございません。任意にそういう必要性があると市が認識して実施しているものでございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 どうしても縦割りが少し影響するところもあると思います。できるだけ就学前健診というか、やはり小1の壁が、が一っと立ち上がることもあります。そういうことのないように、きめ細かい連携で保護者と子どもたちが乗り越えられるように、お願いいたします。

それでは、次の項目にまいります。

子どもの発達支援について、本市におけるこども発達支援センターがございませぬ。子どもの発達、発育状況に応じて、教室を設置し、さらには発達相談や保育所支援などの対応をされております。入園前の子どもを持つ保護者には、とても頼りになる存在でございます。成長過程において、継続した相談をもっと求めたいという保護者もいらっしゃいますが、いかがお考えでしょうか。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 ただいまの「子どもの発達支援について。成長過程において継続した相談を求めたい保護者への対応について」の御質問にお答えいたします。  
安芸高田市こども発達支援センターでは、乳幼児の心身の発達に関する支援を目的として、親子で参加していただく教室活動の開催、保護者からの子どもの発達に関する心配事等への助言、保育所・幼稚園への支援など実施しておるところでございます。
- 教室活動は、それぞれ0歳児・1歳児・2歳児を対象として開催をしております。3歳以上児を対象とした教室活動は、現在のところ行っておりません。3歳児からは、保育所・幼稚園に入園されるケースが多いのですが、「こども発達支援センター」を利用されてきた児童が保育所等に入園される際には、園での生活が円滑にスタートできるように、保育所と保護者、こども発達支援センターの3者で連携をしておるところでございます。
- また、保護者の方には、気になることや心配事がある場合は、引き続き就学まで相談支援を継続して行っておるところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
- 先川議長 以上で、答弁を終わります。  
山根温子さん。
- 山根議員 核家族化や地域の高齢化によって子育ての相談に対応できる環境が少なくなっております。センター機能プラス保護者会などのそういったものの連携も必要でないかと思っております。今後に向けて、本当に発達支援センター、子どもたちを抱えた保護者の方、どこに相談すればいいのかというような方々にとっては貴重な存在になると思っておりますけれども、今後のこのセンター機能、どのように進めていかれるおつもりか、お伺いいたします。
- 先川議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 現在のところ、教室の活動につきましては、0歳児・1歳児・2歳児を対象としております。3歳児以上を対象とした教室活動につきましては、今後課題として受けとめたいと思っております。
- 先川議長 以上で、答弁を終わります。  
山根温子さん。
- 山根議員 3歳児に向けた教室については課題とするということでございます。  
次の2点目に移らせていただきます。  
こども発達支援センターの運営における課題は何か。今、市長については、発達支援センター、3歳児に向けて運営していくかどうかが課題だと言われましたけれども、実際に今運営している中での課題について、どのように受けとめられているか、お伺いいたします。
- 先川議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの「こども発達支援センターの運営における課題について」

の御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問でもお答えいたしました。こども発達支援センターの教室活動は、0歳から2歳児を対象としており、3歳以上の教室活動は行っておらないのが先ほど説明したとおりでございます。3歳からは、保育所・幼稚園を利用される場合が多いのですが、中には4歳から幼稚園等の利用を希望され、1年間在宅で保育される御家庭もございます。そのような保護者からは、子どもに集団での活動が経験できる場が欲しいという声をお聞きすることもございます。

今後は、3歳児以上を対象とした教室活動の実施も検討してまいりたいと思います。まずは現在実施している教室活動の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

安芸高田市こども発達支援センターは、平成26年に業務を開始し、今年度で3年が経過いたしますが、これまで本市になかった子どもの発達に関する身近な相談場所として、多くの方から喜びの声をいただいているところでございますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思っております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私はこども発達支援センターの、本当にこれができるよかったなと感じております。

26年にできて、そのときがセンター長1名、非常勤職員、子ども発達支援員3名、これも非常勤職員、そして平成27年度、センター長1名はここで正職員になりました。そして、子ども発達支援員は5名にふやされました。その内訳が非常勤職員4名、臨時職員1名ということでございます。

本当に市内における子どもの発達について、専門的に相談できる場所がなかったのに、この施設ができたことによって、子どもの発達に不安を感じている保護者の不安軽減につながっている。さらには保護者同士で悩みを相談したり、情報交換をするなど、保護者同士が支え合える場所の提供がしてもらえた。保育所や幼稚園との連携によって、職員、そこで働く方々の資質の向上にもつながっているように思うという声も聞いております。

しかし、皆さん方のお話を聞くと、本当にたくさんの方が御相談に行っていて、職員さんが大変だ、本当にもう限界じゃないかなと思いますという声もたくさんあります。さらには、ここで求められるのは、専門的知識を持つ職員を求められている方がたくさん来られます。そういった中で、総合計画にも挙がっておりますね。基本計画、分野別計画の中に、特別な支援を必要とする児童生徒への支援を推進しますと。しっかりとこの発達支援センター、今後も子育て世代に向けて支援ができるセンターとして引き続き運営をしていただきたいと思います。その中には先ほど私が申し上げたように、職員体制、さらには職員の資質の向上、

勉強していくことが資質の向上になります。そういった時間がとれるような、体制であるか、そういった面での運営について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 子育て支援センターというのは、先ほど議員おっしゃったように、26年に設置したばかりなんで、設置したことをしっかりと評価してもらいたいと思います。これから、今したばかりなんで、これからうまく充実図っていききたいと先ほど答えてるわけでございますので、御理解を賜りたいと思います。

ただ、このためには、職員の問題とかお金の問題とか、いろいろな課題が絡みますので、全体の中から私が率先して優先順位を決めて実施したいと思います。どうかよろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 設置したばかりとはいえ、26年から27年についてはしっかりと職員もプラスして配置されております。今後ともしっかりと優先順位の中に入れてセンターの運営を行っていただきたいと思います。

それでは、次の最後の項目でございますけれども、安芸高田市版ネウボラについてお尋ねいたします。

安芸高田市版ネウボラ、子育て世代包括支援センターでございます。ネウボラは、アドバイスの場という意味で、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長、発達の支援や、母親・父親・兄弟、家族全体の心身の健康サポートも目的とするフィンランドのワンストップの子育て支援施設のことでございます。既に日本版ネウボラモデル事業が2015年30自治体、2016年には150自治体と進んでいるとお聞きしますが、ネウボラに向けてのお考えは、市長はいかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「安芸高田市版ネウボラに向けての考え方について」の御質問にお答えします。

妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援をワンストップで対応できる拠点、「日本版ネウボラ」として、国は平成32年度までに子育て世代包括支援センターの設置を市町村に促しております。また、広島県は、今後「日本版ネウボラ」に育児援助や就労援助も加えた「ひろしま版ネウボラ」の県内全域の設置を目指す方針を出しておられます。

こうした状況の中、本市では、子育て世代が妊娠、出産、子育てまで、安心して暮らせる支援を目指して、保健医療課、子育て支援課、保育所、幼稚園、こども発達支援センターなどの保健師・保育士・子育て支援員など、専門職が相談窓口となって相互に連携を取り合う中で、さまざま

な母子保健事業と子育て支援事業を展開しているところでございます。

今後も関係機関が必要な情報を共有することを重点に取り組む中で、専門職が母親などの相談者の目線をもって対応し、信頼関係を醸成することで、産前・産後・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を目指してまいりたいと思っております。

今後こうした本市の取り組みの中での課題などの解決へ向けて、「日本版ネウボラ」や「ひろしま版ネウボラ」事業を導入した団体の評価や検証を参考にしてみたいと考えております。御理解を賜りたいと思っております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 本当にこれはネウボラっていうのは、子育て世代の包括支援センターってワンストップサービスなんですね。どうしても、子育てというか、不妊治療から入るべきだと思いますけれども、保健医療課、そして子育て支援課、教育委員会等、本当に縦割りの中のそれぞれの部署が今までやってきたことを一つの窓口として出すことによって、子育て世代の方々がそこに行ったら心配なこと、相談したいことがそれぞれの縦割りでもしっかりとその部署によって深い知識によって解決に向かっていくということで、今回2017年広島県予算にも市長が言われておりましたように、広島県版のネウボラについて、あがっておりました。2015年度以降、三原市をはじめ、広島、呉、竹原、尾道、東広島市と海田、坂町と6市2町が開設したとのこと。去年は福山市も入りました。国の補助事業は、妊娠・出産など、母子保健の相談に対応するスタッフの人件費を国・県・市が3分の1ずつ負担する。さらに広島県は17年度、「ひろしま版ネウボラ」の指導を掲げ、当初予算案に7,700万円を計上しております。子育てや就労の相談に必要なスタッフの人件費、全額負担するというので、県も本当に力を入れていくところでございます。

○先川議長 山根議員に申し上げます。発言残り時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただくよう、お願いいたします。

○山根議員 ということで、しっかりとそのワンストップの窓口をつくっていくことを検討いただきたいと思います。

時間もないことですので、次の2番目の項に入らせていただきますが。

これも先ほど申し上げたように、妊娠を望んで不妊治療を考える方々にとって、情報が入ってこない、どこに行けば不妊治療について相談ができるの、という声があります。助成をすると、上限を撤廃したというけれども、どこに行けばいいの、という声もあります。保健医療課、子育て支援課、そして市の教育委員会を含めた妊娠に向けてからをも含めた、不妊治療をしている方々も含めたワンストップサービスとしての窓口としての「安芸高田市版ネウボラ」の包括的な支援に向けたお考えを市長にお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「安芸高田市版ネウボラ、ワンストップの包括的な支援に向けた考え方について」の御質問にお答えします。

本市の母子保健事業・子育て支援事業の取り組みは、生後2カ月の赤ちゃん訪問などの家庭訪問、健康診査、育児相談を中心としつつも、日々、支援を必要とする家庭や、虐待のリスクが高まる家庭に対する支援に追われる状況もございます。中でも、議員御指摘の妊娠前の支援や産後うつへの早期対応などの支援につきましては、課題があるように感じているところでございます。

妊娠前の相談から、子育て期までの支援について、潜在するニーズをしっかりと把握し、切れ目のない包括的な支援の充実はとても重要な取り組みと捉えております。さらに地域の特性に配慮して、全市民が子育てを応援し、市内全てのお母さんや保護者が笑顔で子育てができる仕組み、そして利用する保護者からは、子育てのいつの時期もみんなに見守られていると感じられるような、「安芸高田市版ネウボラ」の構築に向けた包括的な支援を、今後検討していきたいと考えております。

今後こういう考え方については今まで行政としても、おのおのやってきたわけでございますけど、ワンストップと統一することによって、より効果的な成果が出ると思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市役所の1階のロビー、入りましたらすぐにワンストップサービスで、いろんな問題を抱えていても対応して下さると、そこに座っていながら各課の方が説明に来られて対応して下さる。こういったことを子育てするなら安芸高田市と言われるのであれば、しっかりと子育て世代に向けて窓口をつくっていくことが必要ではないかと考えます。

○先川議長 山根議員に申し上げます。発言残り時間が1分を切っておりますので、質問をまとめていただくよう、お願いいたします。

○山根議員 ほぼ全ての家庭がネウボラを利用することで、困る前につながる状況が生まれ、リスクの早期発見や早期支援が可能になると言われております。しっかりと今後に向けてここで子育てするなら安芸高田市、選んでいただく安芸高田市に向けて、検討を、早い検討を求めてまいりたいと思います。

では、以上で私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で、山根温子さんの質問を終わります。  
この際、13時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後00時14分 休憩

午後01時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。



続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

11番、熊高昌三です。

午後ということですが、皆さん大変食事の後ですから、睡魔が襲うかもわかりませんが、睡魔に負けないようにしっかり発言をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回大枠では3点ほど出しておりますが、1番と2番の関係というのは多少接点もありますので、そこらも含めていろいろと質問したいと思ひますが、とりわけ平成29年度の浜田市長の施政方針、あるいは予算についての内容を見ますと、午前中にもありましたが、重点施策として人口減対策ということに、本当に一生懸命取り組むんだというふうなことをおっしゃっております。そういった観点からこの質問をさせていただきます。

まず、第1番の人口減対策についてということですが、始まってまだ2年しか過ぎておりませんが、(1)のこれまでの対策と目標に対する成果をお伺ひしたいということで、まず市長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

○先川議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

人口減対策とその成果についての御質問にお答えをいたします。

本市におきましても、国が唱える地方創生に沿って、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「安芸高田市人口ビジョン」を平成27年度に策定いたし、取り組みを進めているところであります。今年度、また来年度の当初予算にも人口減対策を前面に押し出し、重要施策と位置づけ取り組むこととしております。

総合戦略では、平成36年の人口につきまして、推計値より、1,200人プラスし、2万7,500人と目標人口を定めております。計画の中、平成27年の推計人口は、2万9,676人となっており、その推計値に対して、平成27年度国勢調査の本市の人口は2万9,488人と既に188人、推計値より下回る数値となっております。

本市の人口の動向を見ますと、広島県の人口移動統計調査の直近の3年間の数値では、出生者から死亡者を差し引いた自然増減では、人口減少は進行している傾向があらわれております。一方、転入者から転出者を差し引いた社会増減では、転出者が上回っておりますが、その数値は徐々にではございますが、徐々に改善に向かっておるところでございます。自然増減、社会増減のトータルでも、直近の3年間では徐々にではございますが、改善に向かっておるところでございます。

総合戦略を策定し、1年が経過したばかりで、その成果はまだまだ少ないかもしれませんが、新年度の当初予算に計上しております人口減対策につきまして、全職員に意識統一を図り、部局間の連携を一層強固にし、効果的な取り組みとなるよう継続して努力をする所存でございます。

ので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 市長おっしゃるように、人口減少対策ということになると、自然減に対する対策、そして社会動態といいますかね、社会動態での増減、こういった2点が大きくはあると思うんですね。この点について、広島県では2015年の国勢調査で移住するまちとしての以前はランク外でありましたけども、平成15年は6位になったということですね。この17年の1月、2月にはもう4位にまで上がったということですから、広島県全体としては一定のいろいろ湯崎知事の取り組みが効果が上がっておるのかなということがうかがい知れます。

そういったことで、社会増をふやすということに、力点がどうしても行くと思うんですが、午前中にもありましたように、子育て支援そういったものも含めて、自然増ということも一定の取り組みが必要だと思うんですが、自然動態と社会動態、このどちらに重点的に取り組もうとしておられるのか、具体的なお考えがあればお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は基本的には人口減対策、社会増減とか自然増とかということじゃなしに、総合的にふえる仕組みをとっていきたいということでございます。どちらもやっていきたいと。ほいで、施策についても学校教育のみならず、農業の問題、全部関係するわけでございますので、総合的にこの人口減対策に取り組むということで御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 市長おっしゃるように、まさにそういった複雑な総合的な要因、そういったものを解決していく必要があるということは、間違いないことなんです。一つ、浜田市長が外国の皆さんのいろいろ暮らしやすい施策というのをされておりますが、外国の皆さんの人口がかなり増加しとるんですね。こういった実態について、どのように把握をされておるか、お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は施策の中で8年ぐらい前から多文化共生といって外国の人を大切にするということを各市町に先駆けてやっています。今の昨今の状況、この人口減少考えたら、日本人だとか外国人とか言っちゃおれんので、外国人であつてもうちが来てもらわにゃいかんということでございます。外国の方、人口増のところもございますので、そのような方々に率先してこの安芸高田に来てもらえる条件を整えていきたいと、かように思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 外国の皆さんは、中国の皆さん、そしてブラジルの皆さん、そして韓国あるいはベトナムの皆さんが上位を占めておりますが、現在の安芸高田市の人口は表示が外国の皆さんも含めた人口表示になっておりますので、これ27年からだったのですかね。以前は外国の皆さんは除外をした人口ということで統計出ておりましたが、こういった流れでいいますと、以前西岡部長ともいろいろ具体的な協議をこの場でもしたこともあります。外国の皆さんが数字を見ますと、国勢調査が平成22年、2010年に行われておる数値が3万1,487人に対して469人の外国の皆さん、約1.49%ですか1.5%ぐらいあるんですね。それから平成26年の途中数字があったのでいいますけども、3万800人に対して545人、1.77%ですね。それから平成27年ちょうど国勢調査の2015年の数値ですけども、2万9,676人に対して457名、これが1.54ですから少し減少しておりますが。この2月1日現在でいいますと、平成29年、2017年という数字ですけども、2万9,727人に対して625人、2.1%ということで、少しずつふえていっているんですね。こういった形で外国の皆さんが住みやすい場所になつてくるのかなということと、あわせて後ほどいろいろ議論もしますけども、働く場がやはり安芸高田市にはそれだけ多いということの裏づけがあると思うんですね。

そういったことをなぜ言うかといいますと、以前西岡部長とも話をしましたが、人口の動き方というのをどんなふう把握されるかということが大事でしょうというのが地域性も含めて安芸高田市の細かい町単位、あるいは振興会単位での人口の動き、そういったものをしっかり分析をしていただいて、その部分のふえた部分の要因をしっかりと確認をし、あるいは減少したところの部分はどのようにして減少したかということをし、しっかりと分析をした対策が必要じゃないかということですが、そういったことを新しい総合計画が始まってから、どのようにされたかということを改めてお聞きしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 人口減というのは、各地域の減少というのはしっかり捉えて行うと思いますけど、今回まず一般的に言えること、この安芸高田に対して住んでもらえるためには、何がいかということを中心と考えました。まず学校教育と、それから働く場所とか、先ほど言うてました、子育て支援をしっかりとやるのが大きなこの人口減対策に効果があるんだと。おのおの市町によって違うかもわかりませんが、まずはこのことを職員が一丸と共有目的を持ちながら、この人口減対策に当たるように指示します。そうかといって、建設とか農業とかも一緒に関係しますんで、やるんですけど、まあビジュアルをつけるために学校のレベルとそれから働く場、それから子育て支援、これをやれば三次とか各市町にも負けな

いような人口減対策ができること、確信をしておるところでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 具体的な政策の中身に移りたいと思いますので、(2)のほうの対策の優先順位とその重要度についてということで認識をお伺いしたいと思います。

いろいろと総合的な取り組みということで先ほど市長もおっしゃったように、ここに書いてある以外にも多くの要因というのが関係してくると思いますが、とりわけ高齢者の支援をしながら、高齢者の皆さんが住みやすいまちにすることの取り組み、あるいは若者定住に対する取り組み、これは具体的には後に書いてある住宅対策、仕事の対策、あるいは教育、子育て支援、そういったものが全て要因として出てくると思うんですが、こういったことについて重要度とあわせて具体的な取り組み、そういったもののお考えをお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの人口減対策の優先度と重要度についての御質問にお答えいたします。

先ほど答えたことと重複するかもわかりませんが、こらえてもらいたいと思います。

新年度当初予算におきましても、人口減対策については、市を存続させるための対策として、重点的に取り組むこととしております。中でも、特に重点を置いているのが、雇用対策を含めた移住定住の促進であります。また学校教育の充実であります。子育て支援の拡充でございます。この3点を重点と置いています。

一つ目の雇用対策を含めた移住定住の促進につきましては、地域での仕事づくり、移住・定住・Uターン者の支援などの施策について考えております。二つ目の学校教育の充実につきましては、学力の向上、教育環境の充実などの施策について考えております。3つ目の子育て支援につきましては、保育料の無料化を見据えた保育料の軽減、保育環境の充実、24時間保育の充実、子育て医療の充実など、人口減対策の重点施策として計上しておるところでございます。

御理解を賜りますよう、お願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 たくさんの項目を出しておりますので、これを深く議論するという時間はありませんので、例えば高齢者支援という部分でいいますと、今朝のニュースでも言うておりましたが、高齢者の免許証の返納ですね。こういったこと、これはいわゆる生活交通対策をどうするかということにかかわってくると思いますが、三江線の廃止に伴う生活交通の確立、あるいは安芸高田市の見直しというのも今議論に上がっておりますが、今

回は三江線についてはタイミング的にもう少し待ったほうが議論がしやすいと思ってしておりませんが。

そういった中で、高齢者の免許を返納したときに、やはり不便もありますし、生活交通ということで対応はできるんですけども、例えば安芸高田市地域限定で運転できるとかですね、そういったこともこの時代考えていく必要があるんじゃないかということですね。高速道路の逆走、そういったものもありますけども、ある程度限定をして警察等も当然協議をする必要があると思います、これからの時代、そういった特徴のある対策というのが必要じゃないかと思いますが、この点について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今の子育て高齢者支援の免許証の問題でございますけど、これは他町に先駆けてうちもお太助ワゴン利用してやっています。ただ、このことについてのいわゆる地域限定とか、タクシーでも使えるようにせえとかいろいろ課題がございますので、今後は地元の皆さん方のニーズに沿えるよう、仕組みを拡大していきたいと、かように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

まずここに挙げてないからどうというんじゃないしに、これからも予算議論しますけど、いい提案があれば、それこそ議員の皆さんから提案してもらえば採択していきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 一つの提案として検討いただければと思いますし、タクシーチケットの利用についてもなかなか高齢者の人、認知も含めていろいろ使い方そのものがわからないということもあるようですから、そういったきめ細かい対策というのが必要じゃないかなということがありますので、そこら辺をしっかりと深めた中で対策というのをとっていただきたいということを要望しておきます。

次の若者定住ということですが、これは先ほどもありましたように住宅対策、これはいろいろ安芸高田市は進んだ部分がかかなりあると思うんですね。そういったことで、建設費用といったものも含めて、効果が出ておるといことですが、それとあわせて仕事対策、これが非常に大きなポイントになってくると思うんですね。農業の話も午前中ありましたけども、大きな農業規模であれば、そこである程度働くという形も定着してきておりますが、兼業農家の皆さん多いということもありましたが、若い人が結構移住をして来たいという方の中で、いわゆる農業プラスエックスというふうな、農業プラス何かの仕事、あるいは林業であったり、パートをやったりとかですね。そういった仕組みというのが求められておるといふふうに思うんですね。そういったことに対する市長の

若者定住の一部として、その仕事対策という部分で、どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 若者定住って、若者の意見を聞くこと大事なことで、私は今の担当職員には市内で10人ばかり若者集めて意見を聞こうということを提案しています。そのことによって、いろんなことの問題解決をできるだけ要望も応えていきたいと。農業プラスエックス言われましたけど、そこらの意見がもらえると思っております。

それから、まずはこの今の農業プラスエックスいっても、いわゆる今私は3年前に光ファイバーつくりましたけど、このことしかもうないんですね。光ファイバーをやることによってプラスアルファの世界出てくるということなんで、こういうことを踏まえた新しい意見を若者から聞くような提案をしているところでございます。

その施策を踏まえた上で、また施策に生かせれば生かしていきたいと、かように思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 この間、産業振興部の取り組みの一つで自伐林家に対する、いわゆるチェーンソーの使い方も含めて、木を切って出すというふうな講習会がありましたけども、予定をオーバーするぐらいの人数が集まってきたということですが、その中に顕著に若い人がそういう取り組みを望んでおられるという方がいらっしゃったんですね。農業もしたい、それも有機農業をしたい、そして林業を自伐林業のような形でしたい。そういったいろんなものを組み合わせていくということが今若い皆さんのニーズにあるというふうに思うんですね。

以前はものを中心だったんですけども、今はいわゆる精神的に満たされるそういった生活そのものが若い人のニーズになってきておる分もかなりあるんですね。そういった方を全てじゃあ当然ありませんけども、安芸高田市としては受け入れる環境というのは大きくポイントとしてはあると思うんですね。そういったことの取り組みというのを各担当部署、担当課が細かくやっておりますが、そこらがどんなふうにつながってくんかなというのが少し疑問があるところが結構あるんですね。それについて、市長の考え、あるいは部長の取り組みの中で課題として捉えた部分があればお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 産業分野の御指摘でございますので、私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

今議員おっしゃっていただくように、若者のニーズとして仕事への取り組みの傾向ということで、おっしゃっていただきました。まさにそう

いう傾向もあるように我々現場でも感じております。農業・林業と含めて、さまざまな専門的な部分でなしに、農業やって林業もやりたいというふうなこともございますが、ただ本当に自立してその道で食べていけるということについては、なかなか厳しい面があるんだろうというふうに思っております。安芸高田市市内においても、若い方が専門的な農業で自立しておる人もたくさん先進事例もございますので、そういった事例を基本的にPRしながら、同じ部署、他の部署も含めて、今指摘いただきましたような方向性で横の連携を十分とりながら、その対応ができるような形を今後ますます深めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○先川議長 ほかにも答弁ありませんかね。

以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 時間がたつのが早いので、次に行くしかないかなと思いますけども。

そこら辺をしっかりと現場のニーズを吸い上げていただきたいということで、提案をしておりますので、今後の方針に生かしていただきたいというふうに思います。

次に教育ということですが、これも幅が広くて、教育長の論調をまずは聞きたいなと思いますので、人口減対策と教育という部分ですね。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの熊高議員の「人口減対策について」の御質問にお答えをいたします。

人口減対策にかかわりましての教育委員会としての優先順位、重要度についての認識ということでございますが、非常に順位、あるいは優先度をつけるというには、困難さがあるというふうに考えております。しかし、いずれにしましても、先ほどの市長の答弁にもありましたように、人口減対策はこれから本市が取り組む最重要課題であると認識をしております。教育委員会としましても、ふるさとを誇りに思う心を育てるための郷土理解学習や、確かな学力を身につけるための総合的な戦略と教育環境の整備など、安芸高田市で学んでよかったと思える取り組みをこれまで以上に進めていく必要があると考えています。

具体的な取り組みとしましては、このたび議案として上程させていただいております、市内定住者向け奨学金返還免除制度の導入を計画をしております。この制度の目的は、経済的理由により、本市の奨学金を利用している人が、貸し付け期間満了後、安芸高田市に居住した場合、返還を免除する制度を創設し、若者定住につなげていくというものでございます。

また、確かな学力を身につけるため、昨年度作成しました、安芸高田

市学力向上戦略に基づき、ICTの活用や小・中学校の協働による一貫性のある指導により、児童生徒の確かな学力の向上を図ってまいりたいと考えております。

さらには、教育環境整備の一環としまして、新たに空調の整備に取り組みます。来年度は、市内中学校の特別支援教室を含む、全普通教室への整備を進め、平成30年度は小学校への設置を行い、2年間で市内全小中学校の整備を進めてまいります。

いずれにしましても、これからの取り組みにより、本市で学ぶ子どもたちが確かな学力を身につけ、「安芸高田市で学んでよかった。」と思える子どもたちの育成を図っていくことが人口減対策にもつながっていくというふうに考えておるところでございます。

御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 義務教育ということですから、基本的な学力を身につけるといことがまずは大前提になると思うんですが、それぞれ学力は向上してほしいというのは全ての保護者の思いだと思いますけども。しかし、果たして全て同じように子どもがそういった方向に育ってほしいということだけで、教育ニーズに応じていっておるんかどうかという気がするんですね。

というのは、今回予算も手厚くついておりましたが、英語教育とか、そういったものが特化してありますけども。あるいは、きのう、ちょうど三次市の三和のスポーツクラブの10周年記念大会にちょうど参加をすることができたんですけども、そこで子どもたちの体力をつくるのに、安芸高田市の児玉課長にお世話になりましたけども、文科省の指導者派遣事業、こういったものも三和と一緒にやった経緯もあるんですけども。そういったことを含めて体育の実技の先生あたりは、非常に十分ではないということがありますから、そこらを伸ばすことも必要な部分として、それぞれ学校の特性、そういったものも含めて行っていく。あるいは、地域によったら空き教室ができてというような話もさきありましたが、例えば高齢者と子供たちが一緒になれる時間をつくるとか、保育所はそういった取り組みも既にさせていただいた部分がありますけども。そういった多様なニーズに応えるような形というのも方向性としては必要じゃないかなと思いますが、どのようにお考えですか。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの熊高議員の御指摘でございます多様なニーズに応える、とりわけまあ義務教育を推進していくことが人口減対策、若者定住にもつながっていくのではないかとこの御指摘でございますが、基本的には私も全くそのことは同感でございます。要するに、全人的な発達を促していく義務教育でございますので、ややもすると、ここ最近いわゆる教科の学力、狭い意味での学力と言ってもいいかわかりませんが、



そのことが強調されますが、先ほど御指摘されましたような体力も含めた全人教育につながるような総合的な丁寧な義務教育を展開するということは非常に大切であるというふうに考えております。

私、常々思いますのが、やはり若者定住とか人口減対策といったときに、教育が担う部分はやはりこの安芸高田市に自信と誇り、もっと具体的に言いますと、安芸高田市が好きだという子どもを育てないことには、なかなかやっぱり大人になったときに、この安芸高田市に住もうということには、つながらないということも一方では思いますので、先ほど申しましたように、さまざまな取り組みを展開をしていく中で、ふるさとを大事に、ふるさとを誇りに思う、そういう子どもたちを育てていくということが、とりわけ若者が将来この安芸高田市に住んでくれるということにつながると思いますので、引き続き総合的な取り組みということで努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 一定の共通認識をいただいたというふうに理解をさせていただきますので、とりわけそれぞれの地域の特性にあったですね、さっきの高齢者と子どもたちが一緒に過ごす時間とかそういったものもつくれる場所もありますから、そういった多様な定住者にもニーズがあると思いますので、大変な大きな課題だと思えますけども、やはり特徴のある仕組みをつくっていくということでない、競争には、若者定住に対する競争力というのはついていかないというふうに思いますので、あえてそういったことを申し上げさせていただきました。

次に、子育て支援についてですが、これ午前中山根議員のほうからいろいろ詳しいこともありましたし、現状が厳しいということも伝えられたというふうに思いますが。子どもさん、赤ちゃんの声が聞けるような議場で、そういった声を聞いたのは初めてですけども、非常にそういった形で若い人が傍聴に来ていただいたということは本当にすばらしいなという気持ちで聞いておりましたが、そういったことにも応えるために、いろんな視点はあると思いますが。

家庭保育とか小規模保育というのが今全国にあるんですね。そういったことについての認識は、市長あるいは部長でも結構ですが、ございますか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 子育てですね、非常に女性の方の時間をつくってあげるということで私は思ってるんですけど、このためにはライフワークを変えていかんやいかんと、働き方をですね。で、例えば職場におる人でも子育てがあるから、もう復帰できるんじゃないしに、家庭あっても子育てしながら仕事もできるというような基本的なことが大事だと思っております。

これは日本の安倍総理が言っておられるライフワークの改善につなが

るんですけど、こういう大きな目から女性の時間をつくってあげることがこのことにつながるんじゃないかと思っております。詳細につきましては、ちょっと部長のほうから。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 ただいまの御質問でございますが、家庭的保育、小規模保育ということで、内容について詳しくは今承知しておりませんが、こういう少子化の時代でございますので、特に地域づくりというのが大切なということがいろんな分野で言われております。そういう中では、そういう家庭的保育であるとかいうような事業についても考えていかなければならない、あるいはそういうものを調整していかなければならないというように思っております。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 私もこれを聞いたときは、都市部の例えば駅前あたりですね、小さいのつくってやるのかなという、それも確かにあったんですけども。これは過疎地域、中山間地域のほうがむしろ合うんじゃないかというような話もありましてね。これをつくった経緯というのはいろいろあるようなんですけども、潜在保育士の活用というのもあるんですね。人数が少なくてスタートできるということと、それといわゆる時間を設定して交代できたりとか、スタートが小さくて済むということですね。

だから、大きなところへ1カ所に集めるというのは効率的にはいいかもわかりませんが、そういった中山間地域でやはり保育所行くまでが大変なんだとか、そういったところも逆にあるわけですから、そういったことも含めて今後研究をする一つの政策じゃないかなという気がしましてですね、ぜひ一定の研究をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ、普通の保育といたら、保母さん雇うて施設をつくってということなんで、例えば今0歳児からやるとですね、1人雇うても法律上2人ぐらいしか保育できんということになります。だから、今安芸高田市バージョンで、国・県に訴えとることは、保育要件を緩和してくださいということを言ってます。これ私の違うた角度で、私今皆さん方に公約してから、保育料の全部無料化ということをやったわけですけど、それやろう思うたら保育士が集まらん。これ絶対。施設もないということになってくる、お金もかかるようになるんで。安芸高田市におうたように、例えば家庭で保育する人が1人を見るところを2人見るとかというような、安芸高田市バージョンでやればいいんじゃないかと思ってます。こういうことは、そういう意味で挑戦をしています。

で、県のほうも、やっぱり今度は3歳以下については、今度は保育というんじゃないしに、子守的なもんで、講習でいいんじゃないかとか、こういう施策も展開してもらってますので、こういうことを総合的に考えることによって、この中山間地、うちの安芸高田市バージョンの保育ができるもんじゃと私は確信をしております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 市長がおっしゃったように、そういう発想で法的に根拠がある取り組みなんですね、これは。ですから少ない人数で、家庭保育ですから、普通の民家でできるということが法的に認められとるという施策なんで、まさにこれまで市長がいろいろ試案をされたようなことが、法的にも根拠があるような形になると思いますので、しっかり研究をしていただきたいと思います。

次に3番の地域経済分析システム、リーサスにおけるビッグデータを活用した政策の可能性ということでお伺いしたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「リーサスを活用した政策の可能性について」の御質問にお答えいたします。

最近、国ではリーサスを活用し、政策立案を試みる自治体に対して、産業・観光・人口等の分野の有識者の派遣や分析へのアドバイスを行うワークショップを開催するなどの動きも見受けられます。

本市におきましては、産業や観光・人口の動きなど、通常の業務において、活用することがございますが、現在では政策の立案等には活用には至っておりません。今後におきましても、この幅広いこのデータですから、いろんな面で活用はこれからも検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 これについては、安芸高田市の工業会を經由して、私たち産業建設常任委員会でも経産省の方に来ていただいて勉強したところですけども。

そこで、一番これはすごい安芸高田市にとっての重要なデータだなというのを聞いたのは、今3万人弱ですけども、人口がですね。これが日中人口は5万人に近いというんです。1.66倍近い人口が日中は安芸高田市に滞在するというデータなんですね。こういったデータがありますが、こういったことについての御認識はございますか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今日中人口の多いということは、今北広島においても、うちにおいても多いという概念は持っていますけど、定量的には把握しておりません。

○先川議長 答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 この数字は部長は御認識じゃないですか。あるいは、西岡部長のほうがいいのかな。

○先川議長 答弁を求めます。  
企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 ただいまの御質問でございますが、恐らく今の数字につきましては、観光マップの中の滞在人口のところだろうと思いますけれども、いわゆる平日の日中、夜間の滞在人口でございますね。私も見た部分はありません。

ほかにも特徴的な部分がありますが、当初、このシステムというのは地方版総合戦略を策定するに当たっての、いわゆる安芸高田市分のデータのみをいただいて策定したと。今は国の部分で、全国の自治体のデータが見れると。インターネットを介して見れるということがございますので、いわゆる全国の一部が個人でも、また企業でも見れるということでもあります。そういった部分では、民間レベルでの利用ということも議員おっしゃったような部分でかなり行われておると思っております。

先ほどのデータについては、存じ上げております。

以上です。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 数字は御存じのようですけども、内容については観光移動じゃないんですよ。54号線を通じた、いわゆるスマートフォンとかそういったものの移動をデータとして取れるんですね。ですから、安芸高田市の工場に仕事に来られるような方の移動がかなりあるんですね。逆に、安芸高田市から5,000人ぐらい三次市に移動もしています。

そういったデータがありますよということを我々も初めて聞いたので、だから、そういうデータから読み取ると、私個人で見れば工場に2万人とは言いませんが、1万人ぐらいは安芸高田市へ可部のほうとか広島から働きに来られるという方が移動して来られるんだという、そういうデータなんですね。

であつたら、働きに来られるんだつたら、住んでくださいということができるんではありませんか。そこの部分がどこが欠けて、どこをどうすれば通ってもらわなくても住んでもらえるんかということですね。そういう視点を持つ必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○先川議長 答弁を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 私が申し上げましたのは、実際の今のシステムを利用する中で、マップが4つあるんですね。観光人口であつたり、農林であつたり。そういった部分の中で、観光マップの部分の中でそういったデータがあると申し上げましたので、観光じゃないという部分じゃないですね。携帯電話のGPSによって人の分布があつたり、人の流動状態、当然それでおつ

しゃったんだと思いますが、そういった部分のシステムの中では観光分野の中での分析度ということになっておりますので、申し上げておきたいと思いますが。

確かにまあ人の流動という部分でいきますと、これは言うまでもないとは思いますが、いわゆる高速道、54号線、芸備線、そのあたりがかなりの人が動く路線であります。安芸高田の場合は、平日と日中を比べれば平日のほうがそういった滞在であったり、流動は高いという、そういった部分も一応はデータとしては見させてもらってということでございます。これをどういうふうに活用するかという部分は、今後の課題として捉えております。

以上です。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 中身の詳しいことはこの場では議論しませんけども、情報が出てきたのが2015年からですよね。ですから、もう既に15年から16年、この1月にその政策提案のコンテストも2回目があつとるんですね。全国でそういった取り組みをされとる。広島は残念ながら15年はありませんでしたけども、そういったデータをきめ細かく使うというのは、さっき言うた2番目とか、そういったところにどんなふうの特化して分析をして、きめ細かく対応していくかということにつながってくるということを申し上げたいんでね。しっかりと今後そのリーサスを生かした政策立案というのを、ぜひとも要望をしておきたいと思います。

それでは、次の大枠の2番、循環型地域づくりについてということでお伺いします。

(1)の森林、竹林の整備と農業をつなぐ仕組みづくりの現状と対策をとということでお伺いしたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 「森林・竹林整備と農業をつなぐ仕組みづくりの現状と対策について」の御質問にお答えいたします。

森林は、長引く木材価格の低迷により、竹林は竹製品がプラスチック製品へと取ってかわり、安価なタケノコの輸入増大などにより、手入れや伐採などの管理がされなくなりました。その中でも、とりわけ生活環境にも迷惑な竹林をきれいな竹林に整備をする際に、切った竹をチップ化し、この竹チップを牛ふんとまぜ、竹チップ堆肥にして水稻や畑作物に使用し、農作物に付加価値をつけ、新たな資源循環をつくるというものでございます。

今年度、広島の森づくり事業によりまして、竹を粉碎して竹チップにする機械である「竹チップパー」を購入し、現在までに市地域振興事業団が竹炭をつくるために切った竹の端材を42立米チップ化し、牛ふんとまぜて約20トンの竹チップ堆肥を製造中であります。

今後、でき上がった竹チップ堆肥を比較試験できる圃場で使用し、結果に基づいて検討を加えながら、循環の仕組みを普及してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 市長がおっしゃってる部分が基本にはなると思うんですね。で、現状として、それが安芸高田市でどのように動いておるか、先般の補正予算のときも言いましたが、竹チップパーを購入してその当時11回の運用ですかね。3カ月たって11日間ということですが、そういった状況で本当に竹チップパーを購入した目的は達成できておるんか。そういったことが市長おっしゃるような現状にはなっていないというふうに思うんですね。20トンの竹チップ堆肥をつくるということですが、現在それ幾らぐらいできておりますか。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 ただいまの御質問でございますが、現在目標とすれば40トンの竹チップ堆肥を製造するという目標を掲げて、先ほど言いました42立米の竹チップを活用して、現在20トンの竹チップ堆肥を製造中であるということでもあります。稼働率につきましては、チップパーが入るとるのが10月末ということでもありますので、そこらの機械の講習も含めながら、現在試用期間中ということで、主に作動とすれば協力隊員等々を中心にチップパーの性能も含め、42立米チップ化して約20トンの竹チップ堆肥を現在製造しているのが現状でございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 当初聞いたのは大体100トンぐらいの目標というふうに聞いておったんですがね、結局それができてないというのは、竹チップパーの稼働率の悪いということですが、それ以前に竹チップをつくるという仕組みそのものが本当に理解をされてやっておるのかということですね。この発想というのは、庄原の山内ですかね。「あきさかり」をつくって、非常にブランド化しておりますが、この23日に特Aを県北部でとったというのは御存じですか。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 新聞報道において、「あきさかり」がJ A広島北部管内で特Aをとったというのは承知いたしております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 ちょっと狭まった議論になりよるんですけども、最終的にはそこに行くつもりでおったんですけども。

J A庄原、J A三次、J A北部、この3つが「あきさかり」を出して、いわゆる品評会で特Aをもらったということですが、食味ランクが特Aだということですが、85点以上ですかね。それをもらったということですが。一定の栽培規模がないと特Aというのは取れんということだったんですね。で、山内の皆さんが取り組んでおられたけども50ヘクタールから60ヘクタールぐらいしかないんで、それを今回は全農という形で、3J Aが協力をして出したことによって特Aをもらったということですが、どこの分の米が特Aだったんですかというて聞いたんですけども、それはわからんのですと。本当にJ A北部が出したものか、J A三次が出したものか、わからんということですが、たまたまものが85点の特Aもらったということですが、これを来年も引き継いでもらえるかどうかわかりませんよね。そういったことに向けても、その一定の庄原の山内の皆さんが取り組まれたことというのは、既にかんりの努力をされてそこまで来て、多分ですよ。そこら辺の部分が特Aの部分に評価されて、広島県北部が「あきさかり」の特Aをとったんだということになっておりますが、そういった取り組みを継続するためにも、特徴的な竹チップというのを使ってというのが一つの方向だと思うんですね。だから、J A北部がどのように取り組んで、どの米がどうだったかというのは、まだ結果出ておりませんからわかりませんが、これを持続して特Aをするということになれば、午前中宍戸議員も言われたように、米農家のことも含めて、どういった方向にするかというのは安芸高田市の一つの方向として考えるべきじゃないかと思いますが、そういった視点でこの竹チップというのは非常に有効な手段だということなんですね。そういったところ、市長どのようにお受けとめになれるか。あるいは具体的には部長のほうですね。どのように今後進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

○先川議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

今、竹チップを使ったらいい品質の米ができるという事例も出てるわけでございますけど、ぜひ安芸高田市もこれあやかりたいと思います。そのためには竹チップというものを安定的に供給できる体制づくりをこれから考えていきたいと思っております。

○先川議長

引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長

ただいまの御質問でございますが、確かに庄原市の山内自治振興区、議員おっしゃられるように安芸高田市の行政としても地元研修に行かせていただきました。これはここでの取り組みということでもありますので、我々としては安芸高田市での実際のデータ収集がしたいということで、今回「竹チップパー」を導入して、最初は作動するとすれば小っちゃい取り組みになるかもわかりませんが、しっかりとしたデータ取りを取って、本当に安芸高田市の牛ふんと竹チップをまぜたものが本当に

成分データ的にもきっちりと今おっしゃられるようなおいしいお米をつくるための堆肥として活用できるものかということも含めて、少し時間がかかると思いますけれども、小さい取り組みからそういった基本的なデータを収集して、実質者のニーズに応じていきたいというふうに考えております。小さい取り組みでスタートして、最終的には安芸高田市全体に広げていって、そのことが特産品として安芸高田市の米がおいしいよということが広く認知されるような取り組みになるように、今後努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 データをつくるということで取り組んでおられるということなんで、それを見守るしかないんですが、今のような取り組みではデータもできんのではないかなという危惧を持っておりますので。

例えば堆肥をつくるのに、温度が冬場で上がらんに、エアをふかしてですね、50度以下で堆肥ができるわけがないんですよ。そういった基本的なこともできないで、データをつくるということは難しいと思いますから、やはり現場のしっかり管理も見ながら、取り組んでいただくということをこの件に関しては希望しておきますが。

もう1点、美土里町の堆肥センターがバークを中心につくり直し、いわゆる、おが粉からバークにするということですね。これはキャベツ団地のこともありますから、そういう取り組みというのは一定の方向としてはあるんだと思いますけれども、現在キャベツ団地のほうは東広島から堆肥が入ってるんですね。いわゆる地域で経済を回すという仕組みになってないんですよ。だからバークでやるということでしょうけども、美土里の堆肥をつくって、きちっとそこに使うということでしょうけども、バークはじゃあどこから来てるんですか。北広島からでしょ。安芸高田市のバークじゃないでしょ。

結局、森林も含めてきちっと山を整備していかないと、シカの害、イノシシの害というのもできないということです。長期的に見て、地域の循環さす、そういう仕組みの中で一つの経済も動く、あるいは山の整備もできるということですから。そういった考えを持っていただかないと、この取り組みというのは根本的なところをちょっと間違ってるんじゃないかなという思いがしますが、いかがですか。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 確かに、御指摘いただきますように、バーク堆肥そのものを製造を今までしてこなかったということもございます。ただ、今回のキャベツ団地の表土の不足という部分を緊急的に解消するという点については、どうしてもバーク堆肥の製造を当地で行っていく必要があるということの方向性があつたものですから、バークについては今御指摘のように北



広島から入って、美土里の堆肥センターでバーク堆肥に仕上げていくという試みを今行っておるところでございます。

ただ、今回も次の鍋石地区に新たな堆肥センターが必要だということも含めて、そういった将来の方向性、あるいは礎堆肥、竹チップ堆肥、バーク堆肥、果樹用の今県肥堆肥を全農のほうでもつくっていただいておりますが、そういったそこそこの実者にニーズに応じた堆肥製造を今後行っていないと、なかなか堆肥の消費もままならないということも感じておりますので、そういったことも含めて調査研究しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高議員に申し上げます。発言の残り時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただくようお願いいたします。

熊高昌三君。

○熊高議員 本来の目的を失わないように、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。さっき鍋石の話も出ましたが、そこらのことも大きな課題としてありますので、しっかりと取り組んでいただきたい。あるいは山の整備も含めて、バイオマス発電も含めて、いろいろと取り組むべきことはたくさんありますから、一つ循環をして地域で経済を回するような仕組みをつくっていただきたいと思います。

では最後の3番目の道路改良についてということですが、(1) 県道吉田邑南線における火葬場周辺の改良計画の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「県道吉田邑南線の改良計画」についての御質問にお答えいたします。

吉田邑南線、特に「あじさい聖苑」近辺の改良でございますけど、このたびの「あじさい聖苑」の建設に合わせて、その邑南線の東側に歩行者が安全に通行するため、幅員2.5メートルの歩道を全体延長720メートルの交通安全事業計画の計画をしております。

県道吉田邑南線を管理する広島県に協議、及び要望を行っておりますが、歩道工事につきましては、「あじさい聖苑」の出入り口付近で工事が終わっているのが現状でございます。

今後も広島県に対し、整備区間として位置づけてもらうよう、強く要望を続けてまいりたいと思います。

御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 この買収は平成22年ぐらいにされたと聞いております。ちょうど私も議員としては在籍してなかった時期ですが、この買収費用はどのように

なっておりますか。お伺いします。

○先川議長

答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長

県道吉田邑南線の「あじさい聖苑」付近の用地買収の件でございますけども、平成22年から23年にかけて、用地買収をこの計画とあわせて720メートル分を用地買収をされておる状況でございますが、ただいまの手元に用地買収費等ございません。

失礼しました。平成22年度ですね、賠償等、建物移転保険・補償を合わせまして、3件でございますが、平成22年に4,460万円でございます。また22年から23年に繰り越しを行った事業でございますけども、これが公有財産購入費で、用地取得9件、410万円、また補償補填賠償ということで、これは流木補償、電柱移転等でございますけども、これが260万円ということでございます。

以上でございます。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員

約5,000万円近いお金がいわゆる塩漬けになっておるんですね。財政厳しい折ですから、必要だということで買収をしたということですから、いろいろ背景があるというのは、私も多少は存じておりますが、しっかりと県と協議をしていただいて、必要であれば必要なような整備をしていただきたいということを要望します。

例えば、県がやってくれないんだったら、駐車場も狭いということですから、一部切り取りでもして臨時駐車場でもつくったらどうですかねと思っておりますが、いかがですか。

○先川議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

先ほど議員さんがいろいろ事情もあると言われた、これ買ったものをやっぱり有効活用というのは考えていかにやいけんと思えます。

ただ、まずは県のほうに要望しながら、その結果を踏まえて次のステップは考えていきたいと思えます。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員

いろいろ事情があるとは言いましたが、5,000万という大きなお金ですから、有効に使わないとやはり税金の無駄遣いじゃないかというふうに言われますので、ぜひとも県にしっかりと要望していただいて対応をしていただくことを希望して、質問を終わります。

○先川議長

以上で、熊高昌三君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 青原敏治君。

○青原議員

16番、青原敏治でございます。

通告に基づき、1点お伺いをいたします。

子育て支援、これは同僚議員もかなり質問が出るとおもいますが、重複するかもわかりませんが、違った観点でまたお答えをいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

子育て支援については、これまでいろいろな事業が展開されるのですが、例えば保育料の無料化、これは第3子から、医療費の18歳までの助成等々、いろいろな施策をされてきて感謝しとるところでございますけど。市長の施政方針の中にも、子育て支援、あるいは子育て医療の充実、子育てをするなら安芸高田市と言われているように、まさにそのとおりだというふうに私も思っております。

そのためには、私はここでは医療のことで、やっぱり医療が充実して、若いお父さん、お母さんの子育てが十分にできると、それが人口減対策、あるいは定住につながるんじゃないかというふうに思いますので、お答えをいただきたい。特に、小児科医療、あるいは産婦人科等々について、本市では少ないと思いますが、市長の御見解をお伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 子育て支援のための小児科・産婦人科についての御質問にお答えいたします。

本市には「JA吉田総合病院」の小児科をはじめ、「佐々部診療所」、「政永内科・まさなが歯科クリニック」、「増田ファミリークリニック」の4カ所の医療機関に小児科がございます。

このように、昼間の小児医療は確保されておりますが、一方、小児の救急医療につきましては、広島県の保健医療計画の中で、24時間365日体制をとる小児救急医療拠点病院が、「三次市立三次中央病院」、「広島市立舟入病院」、「厚生連尾道総合病院」の県内3カ所の医療機関に集約した形で、医師と救急医療設備を確保する体制が維持をされておりますのが現状でございます。

こうした保健医療計画の中で、安芸高田市には休日や夜間に、小児救急に対応できる小児科の専門医が不在の状況が続いておるところでございます。本市の子育て医療の充実を目指し、JA吉田総合病院など関係機関と連携いたし、小児の救急医療体制の確保と広島県に引き続き要望してまいりたいと思います。

次に、産婦人科でございますが、「JA吉田総合病院」には産婦人科はございませんが、婦人科があり、妊娠期の妊婦健診などの診療は実施をされております。また、市内には、産婦人科としての医療機関が1カ所、「おおはた産婦人科」がございます。分娩数は年間200件以上の実績をお持ちでございます。

現在、過酷な勤務環境にある産科医の確保のため、県が実施している産科医等確保支援事業による分娩取扱手当に本市も上乗せ補助を行う支援をしているところでございます。分娩取扱件数は、平成24年度で276

件あったものが、平成27年度には206件となり、年々減少している状況でございます。

引き続き支援をしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 今御答弁いただきましたけど、事情はようわかっるとるんですよ。ただ、今回は市長さんの施政方針の中にも、子育て支援をしっかりとやっていくというふうに、かなり書いてあるんですね。そういう流れの中で、やっぱり市長さんのやる気があるかないか、そこを私はお伺いをしたいというふうに思います。

書いて、物を言うて、ここに文章出とるんですが、言うのはみやすいんですよ。ただ、実行するかせんかが、いうことなんですね。それをしっかりとやっていただくのであれば、私はそれでいいと思うんです。まあ、再度そういうところを市長さんにお伺いをしたいというふうに思いますけど。

いろいろ書いてあるんです。施政方針の中でも言いきつとるところもかなりあるんですね。言いきれとるところもようけあるんです。ただ、発言されたときには何々を思うと。思うという分を尻に生えてくるんですよ。どう解釈をしていいのか、私もわからんですが、やっぱりきちとしたことを努めてまいりたいと思います。努めますというんと、思いますとでは大分違うように思うんですが、そこらあたりの見解とやはり市長さんが人口減対策をしっかりとやっていくという中で、特に子育て支援はしっかりとやりたいというふうに言われておりますので、その思いを再度お伺いをしたいというふうに思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように子育て支援というのは大きな人口減対策の一環とっております。そのために何ができるかと、この町に。できんものを言うてもしょうがないと。だから、できるものを施政方針にも書いたつもりです。決してできないものを書いてません。

ただですね、我々言っているのは全般的に、そのこう何ていうかな、子育ての支援をただにしてやろうとか、医療費をただでやるというのはすぐできます。できるんですけど、今の小児科の問題も議員と同感ですよ。つくりたい、だけど状況がね、いわゆる日中の小児科というものは体制つくつとるんですよ、昼は。ただ、夜ができんと。どうしてできんか言うたら、後ろに女性の方おられますけど、どうしてできんか言うたらな、あのお医者さんがおらんのですよ。集めてもないんですよ、もう。で、日中やろう思うたら、3人とか4人かかっちゃう。これ安芸高田市独自で、これ県はそのことを踏まえて、県内の課題ですから、県内3カ所に小児科つくと決めとるんですよ、今。尾道と三次と広島か。あとのところ

は全部通ってるわけです。うちも一緒です。

ただ、私もこのことをやってあげたいと思うんですけど、やったら私が単独に医者を雇うてくれれば別ですよ。で、まち来てくれりゃええですよ。そのことのハードルは高いということは御承知してもらいたい。つくりたいですよ。市内に先駆けてこの人件費を見てですね、3人の医者の給与見てからつくってもいいんだけど。ただ、今は県がやられてる方針になってその3カ所を利用していくんだという方針に沿っていかにかいけん。ただ、そこに行きやすいシステムとかいうことは考えていかにかいけんと思います。そういうことで理解して、決してやったというんじゃないです。ただ、このことのハードルを越えよう思うたらできんことないですけど、相当の安芸高田市の出費を伴うことになります。今の状況では、こういうことを理解してもらいたいと思います。

この間の吉田病院の、いわゆる検討委員会でも出ました、この話は。出ても同僚の議員がおっしゃいましたけど、そのことをちゃんと言ったらうなずいておられました。わかったかどうかわかりませんが、そういうことなんで、そういうことをしっかり踏まえた上の次のステップへいきたいと思ってます。

で、市民の方々が全部受けとる教育の金は全部ええけえ放っとくから医者3人雇うてくれいうたんなら、雇う小児科つくりますよ、私も。そうじゃないんですよ。だから、そのことは全体的なバランス感覚を踏まえながらやっていきたいと思ってます。これ、議員御指摘のように大事なことなんだから。これをやるだけでちょっと住んでくれるかもわからん人もおるかもわからん。

で、産婦人科の分は、産科は吉田にあるんですけど、婦人科は幸い病院が頑張っておられるんで、逆によそのまちからうちに産科に来ておられます。三次のほうから。いうことなんで、まあ小児科については、これからどうしていくかというのは、ただ県が三つつくったというんじゃないに、そこを乗り越えてでも考えていきたいと思ってます。だから、これは県要望もしてかにかいけん。県としてそう考えるんだったら、こころもちゃんと見てくれと。我々三次まで行かれんということにしないといけないんで。今のところこのことは要望には県は全然応えてくれません。だけど要望はしています。御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 やる気十分だというのはよくわかっておるんですが、やはりこれだけの施政方針の中でも書いておられるということは、やっぱり市長も物すごく大事なことだろうというふうに思って書いとられるんだろうというふうに思います。

だったら、まあ指標ですね。吉田病院なら吉田病院と協議をしてですね、あれでも今吉田病院へ1億そこそこの補助金が出とりますよね。それ上乗せしてでも1億円上乗せしてでも、やっぱり小児科の先生を招聘

するとかね、そういうふうな他市に先駆けてやっぱりそういうのを実行していくと、やっぱり若いお父さん、お母さん、子どもが一番大事なものですから、やっぱりここへ行ったらええがにできるんかのというような、いざのときには助かるかなという思いを持たれると思うんですよ。それがやっぱり今の若者定住とか人口減対策につながっていくんじゃないかなろうかというふうに私は思っております。

このことを私も市長もようわかるとるつもりではおるんですが、市民の方から言われるんですよ。何とかしてくれや。あんた一般質問で言うてくれやというような声がかかなりあるもので、今回も一般質問させてもらうとるんですが、私も若いお父さん、お母さんの話を聞くと、ああ、そうよのう。やっぱりここだったら広島へ行くか、三次へ行くかいうふうになるよのうと。そうするとあれでも間に合わなかったらどうするんかのというような不安があるわけですね。やっぱりそれを一つでも二つでも不安を少なくして、やっぱり子育てを充実させてあげたいという私も気持ちを持っております。市長もそういう気持ちは十分持つとってだろうというふうに思いますけど、再度そういう考えがあるかないか、再度答弁をお願いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことは、我々の市政として病院なり、一応はだめでも言うてかにかいけんと思っております。ほいで、もう一つは私立のこういう病院を誘致することもあるんですけど、これは金を伴うことになるんで、これは挑戦はするということだけは約束したいと思っております。ただ、このことを金出してやると言っても、議員さん反対してもほかの議員さん皆反対されるとは思って、そういうことじゃ困るんで、やっぱり納得のいく形で皆さんに理解してもらいたいと思っております。優先順位は私がちゃんと政治生命をかけて、順位は決めていきたいと思っております。

御理解賜りたいと思っております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 市長さんの覚悟も十分にわかりましたんで、これが実現できるように議会のほうでもやっぱりそれを議論しながらやっていきたいというふうに思いますので、市長のほうも御協力をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○先川議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

この際、14時50分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時33分 休憩

午後 2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員

15番、無所属、金行哲昭でございます。

通告のとおり、大枠3点、市長、教育長に質問をさせていただきます。まず、1点目でございますが、防災の取り組みについて質問をさせていただきます。

防災、災害、今いつどこでどのような災害が起きるかわからない現状でございます。まあ我が市は地域的にはないとは言いませんが、原発、地震は少ないのではないかなという感覚はありますが、これはないとは絶対限りません。災害はいつ起きるかもわかりません。特に、私は本日質問の中で大雨の災害、集中豪雨の災害、台風のときの災害についてのことについて、主に質問をさせていただきます。

災害が発生することという前提のもとで、関係者が事前に取り組むべき行動、「いつ、誰が、何をするか」災害のスケジュールと申しますか、タイムライン、今申しましたように、発生が起きることを前提にして、前提にしていることは原発が起き、地震が起き、ということのあのほうはあんまり、ちょっと推測は難しいんですが、大雨注意報とか台風とかいうのは案外、3日前とか2日前とかいうのがわかります。それに対しての私は、大まかの国土省か何かでタイムスケジュールというのは考えていらっしゃると思いますが、今の我が市のタイムスケジュールはどのように進んでいるのか、県、国とどのように考えておられるのか、まず1点お聞きします。

○先川議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

防災の取り組みについての御質問にお答えいたします。

タイムラインは、アメリカで発生した超大型ハリケーンがきっかけとなって、考え出されたと聞いております。予測される最大の時期から逆算して警戒態勢や避難体制等をあらかじめ時系列で整理したものでございます。

当市におきましては、既に避難勧告等の判断・伝達マニュアルや災害時職員初動マニュアル等を整備しており、その中でどのタイミングでどのような体制をとり、どう行動するかを整理しております。昨年10月にはこれらに沿って、災害図上訓練を実施したところでございます。

今後におきましても、議員御指摘のように災害が起こったら、いつ、誰が、何をするかというテーマのもとに市民への周知に努め、早期に正しい情報を伝え、タイムラインとあわせ、各種マニュアルに基づいて災害対応を行ってまいりたいと思います。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員

今、市長が通り一遍の答弁です。それは当然のことだとは思いますが、

私は今、安芸高田市を通つとる可愛川等々を大手の川のタイムラインはやってるか、やってないのか、どこまで進んでるか、というのをお聞きしたんです。市長がわからなくては担当課、答弁をお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私の答えられんところは、あと総務部長説明します。

まず、いわゆる量に応じた体制づくりはもう徹底してるんですよ。例えば、警報が出たらどうなるかと、警戒体制は。そのときには雨の予測も踏まえています。このときの体制づくりについては、もう徹底して職員が、誰が、その動員をどうするかということやってますんで、詳しいことにつきましては、総務部長のほうが回答しますんで、どうかよろしくをお願いします。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 市長の答弁でタイムラインということで議員の1回目の御質問でありましたので、そういう整理で答弁をさせていただきましたが、具体的には議員御指摘のとおり、タイムラインというのは大きな意味でいえば防災行動計画という言い方もできますし、狭義の言い方でいえば議員御指摘の一つの河川が氾濫水位に、いわゆる堤を越える水位までにかかる、到達する時間のことを指しまして、その時間から逆算して避難準備情報を出していく。避難勧告を出していく。あるいは、避難指示を出していく。そういったことの流れになっていきますので、狭義の意味でいえば、一つの河川に捉えてそれをスケジュール化しておくということでありますので、それは避難勧告等の判断伝達マニュアルということで、平成28年の6月に改正しておりますが、既にこれを作成してもう5年以上もたっております。新しい情報とともにそれを改正してきておりまして、このたび28年の6月の改正で、今これを持っておりますが、江の川の観測所でいくらの水位になったときには避難準備情報を出していく必要があるというような形で整理をしております。

で、議員おっしゃられた河川だけでなく、土砂災害の部分もあります。これらにつきましても、同じ判断マニュアルをつくりまして、これは県が気象庁と一緒に出してまいりますが、土砂災害危険情報というのを出してまいります。これの色分けがしてありまして、一番危険な色は紫色に近い色だったと思いますが、それに到達するまでには先ほどと同じように避難準備情報を出す。避難勧告を出す。そういったスケジュール管理をしております。ですから、河川においても、また土砂災害で考えますと、安芸高田市内全域においてそういったいわゆるタイムライン、避難行動計画は本市においてはできておりますし、運用しておると思っております。そのことは、昨年の夏の甲田・向原・吉田・八千代において、避難勧告、初めて旧4町出したという経験がございますが、これは先ほど申し上げました土砂災害危険情報をもとに、この4町に避難勧告を出



したというところでもわかっていただけるものと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 まあ、大体我が市があんまりそういう窮地に立ってないんですね。それはいよいよよく災害あるところの都市と、あんまりない都市、いうところは敏感に神経的にそういうタイムラインを詳細につくっとるんですよ。あの統計上も何%かとかいうのはあるんですが。

私が思うのはですね、備えあれば憂いなしではないんですがね、今恐らく大きな川いうんですかね。僕は気持ちとして各市町村の川の氾濫、それだけのタイムラインからのそこらの意思決定、そのときのタイムライン、あそこの川があったらあの集落は少しでもこう水がくる、床上浸水なるいう、そこまでの大げさなタイムラインじゃない、そこまでの配慮というのが必要にしていかにやいけんときではないかと思うんですが、その点はどう考えていらっしゃいますか。お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議員御指摘のとおりだろうと思います。それで、今実際に避難勧告のマニュアルの中で、その具体的な推移に基づいて避難準備情報から避難勧告、避難指示まで出していく基準を設けておりますのは、江の川、三篠川、多治比川、とこの3河川になります。ですから、議員御指摘のそれ以外の川につきましては、これを参考にしながら、また降っておる雨の状況を逐一、支所等と相談をしながら、今避難勧告を出すということは検討しておりますが、具体的に数字まで持ってはおりません。

ですから、今後はそれらが課題になってきますが、基本的にはその今以前にどういう取り組みをしているかといいますと、まずは避難準備情報の少し一歩前になりますけど、自主避難ということをご3年くらい続けてきております。成果としましては必ずその自主避難の中に、何人かが何世帯かは来られるという状況がございます。ですから、空振りといえますか、そういったことを恐れずに、しっかりそういう正しい情報を早目に出して、逃げおくれゼロということに実現を目指したいというふうに思っております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 なぜかといいますと、私たちが経験しました吉田では降ってなかったが、向原では大雨降ったということもございます。この災害いうのは、吉田・甲田、この近辺が、たとえ小さなところでも浸って犠牲者が出たらもうバツなんですよ。そこまでね、神経質になって、そのタイムラインでいう大げさなこと言いますが、それだけのことは人命いうのはやっぱり職員皆心がけて、まあ職員だけじゃございません。地域も、職員がやる、地域がやるということによって、みんながその辺を認識してくるということで、私はそういうことを強調したわけです。

それでは次に行きます。

こういうことがそこまでできるといふことになりますと、これもまた学校教育で、教育長に聞きますが、2番目です。学校教育の防災教育というのは、どの程度やってるんか、やってないのか、安全、防災での安全教育ですね。その点を1点お聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の学校における防災教育についてでございますが、昨年も同僚議員から同様の質問をいただいております、そのときも答弁をさせていただいているところでございますが、今日学校におきましては、毎年度学校経営計画書の危機管理項目に基づき、学校防災警備計画、並びに災害危機管理マニュアルを作成し、災害に組織的に対応できるよう取り組んでいるところでございます。

また、新たな試みとしまして、平成29年度におきましては、国土交通省の事業により、モデル校を指定し、災害の実態により則した防災教育の支援をいただくよう計画をしております。

いずれにしましても、今後も児童生徒の安全を第一に関係機関から御指導いただきながら、あらゆる災害に対応できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 以前もお聞きしたことを私も覚えとるんですが、これは毎年一遍は聞いても安全いうものですからね。

なぜかといいますと、教育長。甲田の統合するところがやっぱり我々は安全じゃと思っても、やっぱり川の近くということで、保護者が一つも気にされとるということで、やっぱり学校教育でそういうトータル的な教育が必要だということを思いつつ、そういうことを聞きましたので、答弁はもうしていただきましたので、2番目の人権行政について質問をさせていただきます。

本市は、平成18年4月1日から人権尊重のまち条例を施行し、本市が人権尊重のまちづくりに積極的に推進されることは私たちが当然のことですが、支援に敬意を表しております。

さて、国において、昨年9月に召集をされた第192回臨時国会において、部落差別の解消の推進に関する法律、12月9日に自公民で可決し、平成28年12月16日から施行されています。この法律の背景では、今の市長御存じと思いますが、スマートフォンやインターネット等々によつての情報化が進み過ぎてかなりのところで地域によってはそういうものが出るとる場合が多々にあるということも地域でも出ております。いろいろ本市の格差地域の情報もネットで拡散しているということでございます。基

本的人権を確保する憲法の理念に反し、許されることのない明記されていますが、インターネットなどの情報が進む中で部落差別等の新しい非現実なことがあちこちで起きておるということは、かなりそういうネット等が出てきています。

本市もこの法の理念により、一層の基本的人権を保障し、部落差別があらゆる差別につながるまちづくりで、一丸でしてやっています。人権行政の推進の人権保護施策の充実にして、そのような昨年、平成28年12月9日に可決したということもありまして、今市長及び教育長のそのできましたことを思つての見解をお聞きいたします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う施策」についての御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、平成28年12月16日、部落差別解消の推進に関する法律が施行されました。この背景には、インターネットを通じた部落差別を助長した事例や、人権侵害が生起し、国の機関において、その都度削除要請に対応していますが、削除されてもまた新たな形でネット上に記載されるという状況もあります。大変対応に苦慮しておるところでございます。

この法律は今も部落差別が現存することを明確にし、国と地方公共団体の責務を定めた恒久法となっております。この法律はあくまで理念法であり、相談体制の充実、教育及び啓発、実態調査について定めてありますが、全て努力義務となっており、各自治体の主体性が問われております。本市では、「安芸高田市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、全ての人の人権が尊重される市の実現を目指し、部落問題をはじめとして、市民への相談事業、啓発・広報活動事業等、人権課題の解決のため、各種施策を実施してまいりました。しかし、いまだに部落差別をはじめ、高齢者、子どもへの虐待、男女差別、いじめなど、基本的人権が保障されていない現実があります。

この現実を踏まえ、行政の責務として、「条例」、「部落差別解消推進法」の基本理念に基づいて、人権にかかわるあらゆる問題解決につなげ、主体的に人権啓発事業を進めてまいりたいと思います。また、これまで以上に、国、県の関係機関との連携はもちろん、人権擁護委員組織をはじめ、各種人権団体と、より連携を図りながら、差別のある限り、人権を基底に据え、職員研修をはじめ、市民の啓発事業に取り組むことが本市のまちづくりに重要な施策と考えております。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 　　以上で、答弁を終わります。

引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 　　ただいまの「部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う施策」

についての御質問にお答えをいたします。

市全体の受けとめ、あるいは今後の方向性につきましては、先ほど市長のほうから答弁があったとおりでございます。教育委員会におきましては、現在国が定めた人権教育、及び人権啓発の推進に関する法律をはじめ、広島県及び広島県教育委員会等の啓発指針、あるいは広島県人権教育推進プラン等に基づき、部落問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、国民一人一人の基本的な人権が真に尊重される社会の構築を目指し、学校教育、社会教育、双方の立場におきまして、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、学校教育におきましては、それぞれの発達段階において、人権尊重の理念を正しく理解し、その精神の涵養を図るとともに、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動にあらわれるような人権感覚を育成することを指導をしているところでございます。社会教育におきましては、子どもの人権を守ることに特化し、家庭教育における人権教育を推進し、高齢者大学やPTA活動の場におきまして、関連講座の実施を進めているところでございます。また、近年はより効果的な取り組みを推進するため、参加型体験学習の導入に向けて、広島県教育委員会豊かな心育成課と連携を図りながら取り組みを進めているところでございます。

御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 こういうことが一時、以前もこういうこといろいろ広島県いうことでありましたが、新たに今回昨年のが出たということは、それがあってはならない。今言っとらなければ黙っとってはこういうものは捨てられない。常識だからいっても、その常識は守られない。いうことがあるとなれば、我々いろいろな差別で、部落差別じゃなしに、いろいろな差別、人間の差別、黒人の差別、男女差別、いろいろな差別の中にこれが順応していくんじゃないかということで、私はここで言っとるんですが。

先ほど一般質問でちょっとしましたが、差別の実態など、いろいろ先ほどの質問の中にもありますが、非常にネット上にも流出ということあるんですが、それが具体的に担当課のほうでそういうことがあったのかないのか、もうちょっとこう私も知りたいところ知りたい言うんですが、やっぱり勉強しとかにやいけん、皆さんと共通なものを認識をしとかにやいけんということで、担当課のほうでそういうのを把握されとるか1点お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 先ほどの質問にお答えします。

本市におきまして、差別の実態はあるのか。またその差別の実態があれば、それを把握してるのかどうかという御質問だと思います。差別の

発生につきましては、直接、間接的に職員または市民の方からの報告を受けております。そうした中で、差別が発覚したことを把握し、その対応につきましては、平成24年9月1日に作成いたしました差別事象対応マニュアルで対応いたしております。その報告を受けた件につきましては、インターネットによる部落地名総鑑が昔ありましたが、そういった地名の拡散が報告を受けております。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今回のインターネット等々で受けとるということは、担当部長としても担当課としても、我々、我々の仲間としても放っとくわけにはいかん部分もありますが、この次の質問にいけますが、それはまあ適切にアドバイスに当たって、今部長が中である市では事前登録型本人通知制度いう等々いうものが早急にできて、そこで守つとるとかいう話がございますが、その分この前の通ったときに、衆議院通って参議院通ったときに、こういうところがやってる市もあるということがあるんですが、広島県であるのか。そういうことはどういうことなのか。1点、もし御存じなかったら、これ書いていませんが、もし御存じだったら答弁をお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 先ほどの御質問でございますが、安芸高田市の事前登録型の、戸籍を先ほどの御質問ですが、これは戸籍の当然個人のプライバシーにかかわることでございますが、戸籍を職務上獲得できる、司法書士であるとか、行政書士、そういった方々の職務上の悪用に基づきまして、そういった防止対策としまして、事前に市役所のほうに登録されまして、そういった場合、本人が申請された以外の件につきましては、そういった事前に登録された方にはこの方からそういった通知がありますよということで、市役所のほうから報告をさせていただくという形になっております。ただ、本市のほうでは問題が多々あるという、課題があるということで、現在は行っておりません。ただ、広島県におきましては、9市町でそういった実施をされているというふう聞いております。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 まあ、あらゆるやっぱりそういうことが現実にあるいうから、また施策があるということは、前向きにやっけてかにかいけんいうんで、まあこれ以上私も余りよくわからない部分はありますし、またその都度私も勉強していろいろと皆さんとして、こういうことはやっぱり職員の意識を高揚してかにかいけん、市長の答弁もありましたし、どんどんこういう職員の差別的なものというのは、研修をしていくということでしたが、その研修の内容、これはどのような形で年に何遍かいう形で入れて、と

思うんですが、それはどういう形でやっぱり研修に入れていかれるいうことですが、それはそれでよろしゅうございますでしょうか。ちょっと答弁をお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 合併来、本市の職員の研修、どのような実体かという御質問でございますが、年に主には2回の人権大学講座、あるいは人権啓発連続講座、こういったところに市民の皆さんが参加されるものと合わせて、市の職員も各部局から毎年何名かの職員がこれに参加をさせていただいておまして、これらがずっと本年度まで続けてきておるといふ実態がございます。

ただ、議員御指摘のように、まだ市長も途中で答弁を申し上げましたように、この法律が昨年12月に制定されたという背景もよくよく理解をする上で問われているのは、各自治体の自主性でありますし、そうすると職員一人一人の自主性が問われると、いうことでございます。さらに、この研修等を充実をさせる中、主体的な取り組みができるような研修を企画、計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今部長が言われたとおりで、職員一人一人のやっぱり自主性、これがあのまだ法的な罰則というのはございませんが、自主性いうもんがどれだけそこの職員にあたり、地域にあたりというような考え方があるということで、最後今までの市長私が言うたことで、市長何か最後の思いがあれば1点お聞きしておきます。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この問題、大切な問題なんで、こういう我々も認識を新たにせにゃいけないと、こういう事象がある限り、今までの研修で終わったいうんじゃないし、徹底して私含めた職員研修もやっていきたいと。また市民の方々の啓発もやっていくことがこの問題の開発につながるんじゃないかというふうに思っておりますので、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 次の3番目の質問に行かせてもらいます。

国保保険制度について、国民健康保険が高いとか何かいうて、よく僕も聞くんですけど、安芸高田市は病院もたくさんあるし、そのため病気にもなっすぐ行かれるいうことで、県でも保険料が6番か何番かいうところで、新聞も出ておりますし、まあそう言われても立派な資料をもらいまして、結果を見れば国保の世帯数は減っていったるし、被保険者も減って、大変な国保状況の中に30年以降は県に移行するというのを私

も聞いたことあるし、文教のときもそういうのを認識しとるんですけど、この30年までのスケジュールというところをどのようになっているか、詳細いうのはわかりませんか、そのスケジュールがどのように進んでいくのかお聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「国民健康保険制度改革の概要と平成30年までのスケジュールについて」の御質問にお答えいたします。

平成27年5月に成立いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定により、平成30年度からは国保の広域化をすることで、県が新たに財政運営の責任を担う中心的な役割を果たし、市町と共同運営を行うことが決定をされております。

広域化により、県は県全体の保険税収納必要額を計算し、市町ごとの納付金の額を決定するとともに、その納付金を集めるため必要な市町ごとの標準保険税率を統一的方法で算定をいたします。市町は、県が示す標準保険税率を参考に、税率を決定し、賦課・徴収を行い、県に納付金を支払うこととなります。

被保険者証の発行など、資格管理や、保険給付、保健事業はこれまでと同様に市町が行うこととなります。また、医療費などの保険給付に必要な費用は、全額県が市町に交付する仕組みとなっております。

広域化後の保険税額につきましては、現在、県において「納付金等算定標準システム」簡易算定版を使って、市町ごとに保険税の試算を行っております。試算結果は、県が公表することになっておりますが、まだ公表に至っておりません。そのため、具体的な説明はできませんが、現時点での試算結果から判断しますと、本市の1人当たり保険税額は、現行と同水準、もしくは若干下がる可能性が高いものと考えております。なお、個別のケースにおきましては、所得や世帯数構成など異なりますので、上がる方、下がる方の両方が生じるものと考えております。

今後の主なスケジュールにつきましては、県において、11月ごろに平成30年度の市町ごとの納付金・標準保険税率の推計が実施され、12月の県議会において、関係条例の改正が行われた後、来年の1月ごろ、各市町に納付金・標準保険税率等の通知がなされる予定でございます。

本市では、その通知内容を踏まえ、保険税率の算出を行い、国保運営協議会での諮問・答申を受けた後、平成30年第1回定例会に関係条例改正案や新年度予算案を上程するように考えております。

御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今確定は30年には絶対改定するということで、いいように解釈しますと、恐らく1人当たり下がるだろうと、いいように解釈しますとですよ。

これ確定じゃないということで、11月に確定ということですが、これはちょっと聞きますが、事務量は各市町村へそのまま残るんですか。事務量。それ答弁お願いします。

○先川議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長

ただいまの御質問でございますが、事務量、恐らく徴収に係る事務量ということでよろしいでしょうか。

徴収のほうは今までどおり市のほうで行います。ただ、先ほどの答弁にありましたように、基本的には県内統一の保険税額ということになりますので、先ほど申し上げましたけども、現在の試算では安芸高田市は上がることはないだろうということであります。事務量的には、徴収の事務量は同様でございます。

以上でございます。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員

この保険料というのは、被保険者が下がってとってもかなり市民は新聞等々で出て、また我々の責務としてもやっぱりあるじゃろうし、中途半端なことを広報してはいけないので、広報というのは1月にある程度なったら4月からということじゃけえ、広報のほうは着実にやって御理解を得られるようにやってくださいということ要望しまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○先川議長

以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員

13番、秋田雅朝でございます。

本日のラストバッターを務めさせていただきます。お疲れのこととは存じますが、どうかよろしくお願ひいたします。

通告書に基づきまして、大卒2点について質問をさせていただきます。まず、学校教育の充実についてということでございます。先ほども午後になって学力向上対策等の議論等も質問があり、答弁等もございましたが、私は英語教育に特化して質問をさせていただきたいと思っております。小学校における外国語教育の取り組みについて、ということでございます。通告書を少し長く書いておりますが、通告いたしておりますので読ませていただきます。

文部科学省より、小中学校の学習指導要領の改訂案が公表されました。周知のとおりでございます。今回、大きく変わる点として、小学校の英語教育が「外国語活動」として、小学3・4年生に導入され、現行で活動を実施している5・6年生では、教科書を使つての正式教科となることと認識いたしております。2年間の移行期間を経て、2020年度から実施予定となっておりますが、今後は授業時間数の増加が考えられ、学校現場の負担が増加する懸念があると私は思います。課題として、教職員の人材



確保と資質・能力の向上、少し失礼に当たりますかもわかりませんが、資質・能力の向上が求められると思います。こうした点を踏まえて、まず教育長の見解をお伺いいたします。

また、施政方針でも平成29年度は英語教育に力を入れ、指導体制を強化するとされていますが、先般市長を中心に開催されました安芸高田市総合教育会議でも英語教育についての議論もなされておりましたけれども、市長にあわせて今後の取り組み、見解についてお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、次期学習指導要領の改訂により、小学校5・6年生において、外国語が正式な教科となり、授業時間数の確保、教員の外国語指導力の向上等が課題となってまいります。現在、外国語の教科化に伴い、教員の定数増や英語を専門的に担当する教員の配置など、その具体策は国、県から何ら示されていない状況でございます。このことにつきましては、今後の動向を注視していきたいと考えています。

本市といたしましては、3年後の教科化を見据え、県教育委員会と連携しながら、小学校教員の指導力の向上に取り組んでいるところでございます。

具体を申しますと、1点目としまして、平成27年度から始まった県教育委員会主催の小学校英語教育推進リーダー研修に中核教員を計画的に参加させ、研修参加者から研修内容を校内に還元する取り組みを進めています。

二つ目に、平成29年度におきまして、県教育委員会から市内小学校1校が指定を受け、次期学習指導要領の内容を踏まえた小学校の英語教育のカリキュラムを作成するとともに、指導方法の研究を進めることができるよう、協議を行っているところでございます。

三つ目に、これも平成29年度からでございますが、専門的な知識を持つ人材を学校教育推進アドバイザーとして迎え、計画的に小学校の訪問指導に当たり、外国語授業の改善を進めていくよう予定をしておるところです。

平成30年度からは、次期学習指導要領の先行実施も始まりますので、教育委員会といたしましては、小学校において教科としての外国語がスムーズに実施できるよう、可能な限り支援を進めてまいりたいと考えております。

御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの小学校における外国語教育の取り組みについての質問にお答えいたします。

本市の最も重要で、早急に取り組まなくてはならないものは、人口減

対策であります。そのために本市では市外から人を呼び込む移住・定住の促進を進めております。中でも特に子育て世代にとって大きな関心事である学校教育の充実に力を入れており、県内トップレベルの学力を目指して、確かな学力を身につけるための総合的な取り組みと教育環境の整備を行っているところでございます。

こうした中において、今後の小学校における外国語の教科化を見据え、英語教育にさらなる力を入れるための取り組みを推進、進めることとしております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 まず市長答弁のほうで、学校教育についてはトップレベルの学力、施政方針にも書いてございました、を身につけると。とりわけ私は英語の質問をさせていただいておるわけでございますが、市長の答弁、人口減対策として市外から人を呼び込むための学力向上対策は重要ということでございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。とりわけ教育委員会と行政と、連携がやっぱり今後、これから質問もさせてもらいますけども、ある意味、行政の役割と教育委員会の役割とあると思います。しっかり、そのところの連携のほうをお願いしながら取り組みを進めていただきたいと思いますというふうに執行部のほうには申し添えをさせていただきますと思います。

それで、教育長のほうの答弁、いろいろといただきました。県の取り組み、27年度からの取り組み等もございましたけれども、まず冒頭に国・県から教員に対しての指示、指導がなかったということでございましたけれども、まず私冒頭お伺いしとかなきゃいけないのは、文科省の方針ではこの18年度から移行期間中は、各小中学校の判断で次期指導要領に基づく教育課程の先行実施が可能ということ、うたわれておりますし、まずは本市においては各学校連携は持たずに、それぞれの学校がそのような取り組みをなされているかどうかということ、をまず1点お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁させていただきました国・県あたりから具体的な指示、方向性が示されていないというふうに申しましたが、それはいわゆる定数をふやすとか、あるいは小学校において英語の指導をする専門の教員を配置しますという、そういうふうな言ってみれば、英語科にかかわる専門の教員をふやしますよというようなことにかかわっての具体的な方向性は示されていないということでございまして、いわゆるソフト面、研修等については、先ほど答弁しましたようにこれまでもさまざまな研修会が実施をされておまして、市内の小学校の教員もそちらに計画的に参

加をしているということでございます。

それから2点目の、先行実施にかかわっての御質問でございますが、現在安芸高田市は中学校区を中心に、いわゆる小中連携教育ということに取り組んでおりますので、まあその中で当然、小中連携という言い方をしますが、それぞれの旧町単位の中の小学校の横の連携というの、日常的に行っております。

したがいまして、何らかの形で市内全ての小学校が先行的に、いわゆる本格実施までの期間、取り組みを進め、スムーズな移行ができるように、先行の実施をしていくということについては、方向性は出しておるんですが、その内容をどう具体的に実施するかということについては、ただいま検討中でございますので、またはっきりしましたら、何らかの形でお伝えできるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 先行実施については、それぞれ取り組みはされてるということだということでございます。ただ、私がこの質問をさせていただきましたのは、やはり学校現場において、先生方、本当にいろいろ御苦労をされながら、教育に携わっていただいております。何よりも、一番冒頭質問に書かせていただいておりますように、教員の多忙、それから教員になる人もどんどん減っているというような情報もございますし、そうした中でその先生の役割といいますかね、学校現場ではかねてより、その忙しさであったり、先生の疲れ、まあその言葉はいいかわかりませんが、疲弊等が全国的にも指摘されてきているというふうに私も認識いたしております。

過去においては、学習指導要領、10年に一度ずつで、いわば10年先を見据えた、うちでいえば総合計画、国の教育における総合計画みたいなものだというふうに私は認識いたしておるんですが、過去においては過密な授業についていけない子ども、あるいは教員の準備不足などが課題であって、だからゆとり教育へ、いったんは転換が図られました。ところが、2008年の改訂、つまり今の改訂ですか。そここのところでは学習内容も、授業時間数もふやして脱ゆとり路線ですか、を打ち出されたという内容で今ずっと取り組んでこられたと。それから、今回もその文科省が出されているのが、詰め込みか、ゆとりかとか、そういう議論には戻らないとして、まずは子どもの主体性を育む学習を目指すというふうにされておりますが、これは現時点で考えられる教育の理想を掲げたんだというふうにも言われますが、果たして実現に向けて取り組む余裕があるのですかというのが、一つの課題だというふうに認識します。だから、あえて今質問をさせていただいているわけでございます。報道では、現況において他の学習内容は削減されず、結果として現行指導要領で既に限度とされていると。授業時間数が限度とされている授業時間数はふえ

ることになると。いうことをうたっております。で、3年生から6年生の授業時間が週1コマ、45分ですか。年間では3・4年生が35コマ、5・6年生では70コマが倍増されるというふうに言われております。このことで文科省は対応策として、短時間授業、それから夏休みの短縮などで、弾力的な時間割り編成を、それは学校現場に求められていると、いうことだと思いますけども、各学校においてはそういうことになったときに、その時間確保に苦慮されるだろうという思いも持ってもらえるというふうに伺っております。

で、そうした中で、群馬県の沼田東、あるいは北小学校では、週3回、15分の取り組みをされてると。英語教育の15分の取り組みを週3回やっておられて、それがまあ効果が出ているというふうにされております。まあいずれにしても、全体の授業数は減らさずに、英語の授業をふやせば現場の負担が増すのは明らかだと、これはもう中央教育審議会等、既にそういうことも言っておられますので、そっちのほうが言ってもらえるんですね。だから、早目の対応が必要なんだというふうに思いますけれども、それはそれで今答弁いただいた中ではやっもらえるんでしょうが、再度そうしたことを踏まえて再度教育長さんの見解を伺いたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の小学校の英語科にかかわります心配等の御指摘でございますが、本市におきましても、例外ということではありませんで、教職員の負担増というのは非常に大きいものがございます。今年度も数名の職員が体調を崩す、したがって長期に自宅療養等、休養を必要とするというふうな事案も起きておるところでございます。

そういった中で、どのような形で一番指導してくれる教職員の負担につながらないような形で、この3・4年生で1コマ、5・6年生で2コマのいわゆる授業増をやりくりするかということでございますが、その点について今さまざまな形で協議検討を重ねておるところでございます。議員御指摘の15分、15分に区切って、3回やり、45分、1時間の授業にしていくという、これモジュールの授業といいますが、果たしてそういう細切れにしていく授業が本当に効果が上がるのか、ということもございますし、本市は本市のより効果的な指導スタイルというものをさまざまな形で検討していきながら、欲張りではございますが、教職員の負担軽減もあわせてそのあたりのことをこれからさらにより深いところで検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 教職員、先生方の負担減を図られるということでございます。それで、20年からの実施に向けてやっぱり先生方の研修であったり、授業の研究

等いろいろされると思います。そうした中で、当然経費が伴ってくるんですが、先ほど国、県から何もまだないとおっしゃいましたが、そこらあたりの経費的なことはどのようになるのでしょうか。あるいは全然わからないということになればそうなんです、それが行政、執行部との連携にもなるんじゃないかというふうに思うんですが、そこらあたりもう一度伺いたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問でございますが、本議会初日にお示しをさせていただきましたように、学ぶ文化の醸成ということの中の学力の向上というところで、一つは新規事業としまして、先ほども答弁させていただきましたが、英語教育強化事業ということで、これは少し具体的に申しますと、中学校で英語科の指導をしておりました元校長を招聘し、中学校もですが、小学校にも計画的に13校に出向いてもらい、英語のより効果的な指導方法について、小学校の教員を指導していただくというものでございます。それについては、今回新しい事業としまして、予算計上をさせていただいているということがございます。

それから、これはもう以前から続けておりますが、国際理解教育推進事業ということで、本物の英語に触れるといいますか、外国語の方を現在4人でございますが、招聘をしまして、これも計画的に市内小中学校、中には就学前に出向いていただくこともあります、指導していただいているということがございます。これプラス先ほど申しましたように、県の教育委員会あたりが実施します研修会等につきましては、県費負担教職員の場合は、その年その年に割り当てられる旅費の範囲内におきまして、計画的にその研修は受けられるという体制をとっておりますので、そのあたりで当面は対応していく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 いろいろと今答弁いただきましたけども、私は次期指導学習要領による英語教育の充実によって、学んだことが中学校で生かされるような取り組みになることを期待するところでございます。

少し、話がそれるかもわかりませんが、先般開催された安芸高田市総合教育会議ですか、において報告ございました、広島県基礎基本定着状況調査という中で、中学校の英語に課題があるということの報告がございました。ぜひとも、この課題解決につながるようなこの英語教育、取り組みになることを強く懸念いたしまして、申し添えまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目として、中学校におけるスポーツ部活動のあり方についての見解について伺うものでございます。

全国的にスポーツ部活動のあり方についての声が活発になっていると

というような新聞報道がございました。「週に1日も休養日がなくていいのか。」「顧問の教員の負担を軽減すべきだ。」「生徒が土・日曜日の両日も部活に費やすのは行き過ぎではないか。」などというような声だそうでございます。

スポーツ庁の調査では、全国の中学校で22.4%が休養日を設けておらず、42.6%の学校が土・日曜日を休養日と定めていないと報告されています。この報道を受けて、本市における各学校の現状、あるいは課題等についてお伺いするものでございます。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、中学校の部活動につきましては、教職員の過重な負担、あるいは生徒のバランスのとれた生活や成長、健康管理等の観点からさまざまな議論がなされているところでございます。

そのような状況の中、広島県教育委員会は平成28年12月21日付で「県立学校における部活動休養日等について」と題して、「平成29年4月以降、週当たり1日以上休養日を設けること。また土曜日、日曜日のいずれか1日も休養日とすることが望ましい。」との通知を県立学校長あてに通知をいたしました。

一方、本市の状況でございますが、中学校6校のうち、平日に休養日を設けているのは現在1校のみでございます。土曜日・日曜日につきましては、全ての中学校が原則いずれかを休養日とするよう位置づけております。

教育委員会といたしましては、県立学校と同様に、平日1日と土曜日・日曜日いずれかを休養日とすることが望ましいと考えておりますが、現在中学校の多くの部活動は外部指導者を迎え、スポーツ少年団との密接な連携の中で指導を進めていただいているのが現状でございます。

今後は、スポーツ少年団、あるいはその指導者の方々の意見もお聞きしながら、生徒の適切な休養の取得と教職員の負担軽減、両面の観点から休養日のあり方を検討し、適切な指導を学校のほうにしていきたいと思いますと考えております。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 この質問はあくまでも新聞報道を見てですね、私が、本市の現状をお伺いしたということでございます。報道の中のいろいろな先ほど申しました声、私は肯定するものではございません。

ただ、しかし文科省は、先ほどいろんな取り組みを相談されるということでございましたが、文科省は行き過ぎた部活は弊害を生むとの報告をまとめられて、スポーツ庁とともに休養日日数の基準を示すガイドラインをつくり出すとしているそうでございます。

本市における部活が行き過ぎているかどうかの判断は、私にはできません。が、スポーツが心身の発達を促し、部活を通じて自身やチームが目標を持ち、フェアプレーの精神を学び、人との連携の大切さを実感するものも試合の場であり、週末の部活のあり方を見直すために、生徒が試合に出場する機会を減少させることは、先ほど述べたメリットから言うと、これは考えなければいけないことだというふうに私は思います。

課題は、先ほど申し授けていただきました顧問の教員が自身の休養日を確保できない、ということにあると思います。じゃあどうするんかということですが、中学の部活の指導では、外部の人材を活用する動きが全国の74%に広がってきているそうでございます。本市では既に外部指導者も取り組まれているというふうには認識いたしますが、ただ外部指導者の方もボランティアで監督等努めていただくことにより、課題解決を図るのも1案ではございますが、無償でのボランティアというのも、またいろいろな課題があるのではないかとこのように思いますし、そこらあたりは詳しくは私も調べておりませんが、そのことも少し検討する必要があるのではないかとこのように思いますと、もう1点は今後中学校の学校規模適正化にも、このスポーツ部活動のあり方は関連してくるという思いがございます。そうしたところを踏まえて、先ほど答弁はいただいたんですが、再度教育長の見解をお伺いしたいと思っております。

○先川議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 　秋田議員の御指摘でございますが、御指摘のとおり現在指導者の負担軽減になっているということにおきましては、率直に申し上げまして、安芸高田市におきましても事実の部分がほとんどでございます。したがって、今後適切な指導をしていく中の一つには、指導者の負担軽減ということは、大きな課題になろうというふうに思っております。

もう一方、生徒のほうはやはり規模が小さくなってきている中で、一番大きな関心事はやりたい部活動ができない、ということがございます。したがって、議員御指摘のように、来年度から具体的な検討に入ります中学校の規模適正化におきましても、このあたりをしっかりと視野に入れた検討をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

最後もう1点でございますが、本市におきましては外部指導者の方の御理解のもとに、おおむね適切な指導をしていただいているというふうに思いますが、一応やはり生徒保護者が過熱ぎみになりまして、指導者の方に土曜日も日曜日も練習したいと、指導してくださいということを要望するというようなことがありますので、このあたりについて今後はしっかりと調整を図っていく必要があるだろうというふうに思っております。

スポーツ科学、私もまだ十分勉強できておりませんが、スポーツ科学の視点から言いますと、小中学校におきましては間違いなく1週間の中で確実に休暇をとるほうが、体の面からも結果的には技術も含めた向上につながるということが最近さまざまな視点から指摘をされております

ので、指導者の負担軽減ということとあわせて、スポーツ科学の側面からも本当に子どもたちの精神的な面、あるいは技術的な面、どのぐらいの休養日を週当たり設けることがより一番効果的なのかということについても、専門家等の意見もお聞きしながら、早急に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 未来を担う子どもたちでございます。ぜひしっかりとした検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

高齢者福祉について、ということで、1点目として、介護の現場における人材確保についてお伺いするものでございます。

施政方針において、「少子高齢化、人口減少が急激に進めば、介護の現場においては人材の確保が大きな課題となる。」と述べられておられます。家庭での介護、施設等での介護については、現実の問題として高齢化も含め、人手不足が深刻な課題となっています。早急な対応が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「介護現場における人材確保について」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、高齢化が進む安芸高田市において、介護の人材を確保することは大変重要な課題と認識をしております。

本市では、介護人材の育成を図るため、吉田高校と連携をし、「介護職員初任者研修」を実施しております。平成28年度は12名の生活福祉課の生徒が熱心に学んでおられたことでございます。さらに、平成28年11月5日、安芸高田市内の高等学校2年生とその保護者を対象に開催した「安芸高田市合同企業説明会」に安芸高田市内の6つの特別養護老人ホームが連携いたし参加し、将来の介護人材の確保を目的に、仕事の内容等について丁寧な説明を行ったところでございます。今後とも、介護人材の確保に向けて、関係機関と連携し、継続的に介護人材の育成、確保の取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、過疎化と高齢化に伴って、家庭で介護を担う家族の高齢化と地域互助の力、弱体化が懸念されることから、生活支援員制度を市内全域に展開し、高齢者のライフスタイルとニーズの把握を進め、介護が必要な高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めたいと考えておるところでございます。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 介護の現場における人材不足、この課題についてそれをどう取り組ん



でいくかということが今後の取り組みの重要なところだというふうに考えます。

それで、私が思う人手不足には二つの課題があるというふうに思います。一つには、介護の職につく人が少ないということだと思います。で、もう一つは、介護離職者が多いということだというふうに思います。

この課題を克服することが人材確保の解決策につながるのではないかとこのように考えます。そうした中で一つ目の対策として、厚生労働省は人手不足の介護職員の処遇改善を目的に介護事業所に支払う介護報酬を本年の4月に臨時改訂し、1.14%引き上げることを決定したとしておられます。全国の事業所の7割程度が対象となる見通しとしておられます。2016年度の介護職員の平均月収は、全産業平均よりも約10万円程度低く、介護報酬の改訂は3年に1度で、今回は本当は18年度でございましたが17年度に臨時改訂をして報酬を引き上げるというふうに報じられております。まあここらあたりの活用をして取り組むことができれば、それも一つの対策ではないかというふうに考えます。

また、外国人技能実習制度の監督を強化する法律が成立し、人手不足が深刻な介護の現場で技能実習生が働けるようになるとの報道もございます。これは介護現場において2025年問題、2025年には介護が38万人不足すると予測されており、待遇など労働条件の改善が進まず、有効な手だてができてないためだとも報じられております。

あわせて今回外国人の在留資格に介護の項目を新設する法案も成立したともございます。この活用策も今後の検討においては参考にすべきではないかというふうに考えられます。

で、もう1点二つ目の対策としては、介護離職者ゼロに向けてということで、これまでさまざまな検討、取り組みがなされてきたと認識いたしております。介護者が離職する理由として、一番大きなのは「人間関係」、それから「経営者と合わない。」「ほかにもいい職が見つかった。」で4番目として「報酬が低い。」等だそうでございます。その対策として、介護の職場の魅力向上が必要だそうで、内容として介護人材の処遇改善の推進、あるいは人材育成、専門性確保を通じた良質なチームケアの実現、もう一つには業務の生産性・効率性の向上、これは介護ロボット等、次世代型介護技術の活用促進ということだそうです。

まあこうしたこのこれらの二つの課題を克服していくことが今後の人手不足の対策につながると考えられるんですが、それに取り組む、取り組まれないということよりも、こうしたことを1年、2年でできないかもわからんですけども、参考に考えていくということが大切だと思うんですが、市長の見解をお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 介護従事者のその労務者を確保するというは大変な課題でございます。議員御指摘の国がこんなこという、少々上げてでもですね、待遇改

善にしても、この安芸高田市は介護者が応募してこんのですよ。地域的な課題から。このことじゃ解決にならんってことですよ。むしろ、私にも提案して、このことをしながら人よりいいものを多文化共生による外国人の受け入れ態勢をよくするとかですね。それともう一つは私が主張してます市民総ヘルパー、皆さんがみんなで支え合うという仕組みをしっかりと考えておくことがこの安芸高田市の生き残る道と私は考えてます。

こういうことも処遇改善もあげるんですけど、これら皆のことだって、これこっちがやったって広島市のほうへ全部行ってしまいます。だから、こういうことは議員もちょっと考えてもらいたい。国が言うところからとって、うちの課題かいうとならんと思います、これは。やっていくんじゃけど、もっともっと大きな課題があります。

先般、美土里町で楽々苑という会社がありまして、そここのところで人を募集したんですよ。20人募集すると15人ぐらいまでは集まってくるんですよ、何とか言うても。あと5人は来ないの。ここの交通条件の悪いところには来ないというんですから。何ぼ集めても。で、どういうことかというたら、市民総ヘルパー構想だったんですよ。もう人が見んのんなら、この市町の人で自分で支えなさいという原点に立たないとだめなんですよ。もちろん高宮町にしても、何ぼ給料上げても人が来ないですもん。だったら、まず基本は自分のところで支える仕組みをつくって、足らんところを補足するでいかないと、行政の力じゃ到底カバーできないと思います。これに基づいて、議員御指摘のように、そういうことの制度のいわゆる体質改善とかこういうことは大事なことですけど、それだけじゃいかんということをお承知願いたいと思います。美土里町じゃ、あとの5名はですね、皆さんが寄って介護のうちの5人が例えば30日間を補完するという形ですよ。ランダムにあと5人の方が30日を出るときに出て、いう体制をとったら、何とかいくような仕組みになると。これぞ市民総ヘルパー構想です。全部がこれに頼ることはだめなんですよ。ある程度、専門屋が70%おらにゃいけんと。あとの残りをこういうもんで洗濯とか掃除とかを賄うことによって地域のシステムを入れてくるということなんで、御理解してもらいたいと思います。

一番大事なことを私のほう、前から言ってるわけですから、こここのところ少し強調してもらいたいと思います。皆おんぶにだっことか、介護施設つくって来なさいとされても、施設つくっても安芸高田市成り立たんいう今この安芸高田市ですよ。医者も来ない時代になります。

だからこういうことをしっかりと考えて、全体的にこのまちをおらす仕組みを皆さんと一緒に考えていきたいと、かように思っておりますので御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 確かに市長おっしゃるように、人が来ない。それはもう現実でございますので、だから何かの対策をしていければということなんです、市

民総ヘルパー構想等も踏まえて、それからやっぱり多文化共生という話もありまして、外国人、だから法律で来れるようになるんだということもございましたけども、それも限りがあるというふうには理解します。だから、どうしたらいいのかということをしっかり考えていかないといいと思います。確かに、私らもそれを考えていく必要があるというふうには思います。

ほんで、それでいったら、次のことは蛇足になるかも知れませんが、広島では、ことしの秋にも人手不足に対して、民間の介護職員を対象に、年間最大では1万2,000円の商品券と、支給したり、会計時の割引きなどの特典で人材確保につなげる取り組みをしていくというふうに報道がございます。まあ、市の独自の制度ですね。だから、そこらあたりがなかなか人が来ない。そういうことをしても来ないよとおっしゃるかも知れませんが、何かの仕掛けも要るかと思うんですが、再度市長の見解をお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これからの安芸高田市、人材確保というか、農業、介護においても大事なことなんですよ。ほいで問題は日本人がおらんってことなんですよ。もちろん日本人来てもらいたいんですけど、おらんと。条件のええところ皆行ってしまうということなんですよ。これが課題なんですよ。

じゃけえ我々がちょっと来た方に、ちょっとこう特典がありますよというような施策の展開ですぐできることですから、効果のあるものやっつけていきたいと思います、これは。これは物すごい軽易なことなんで、そうじゃなしにもっともっと体制的にこのまちをどう支えるかという概念でも考えてもらいたいと思っております。

農業も介護も大変ですよ。あと10年後吉田病院存続も危ないですよ。もう看護婦さんおらんから。それをもう当たり前じゃと言われるころに、うちがやっぱり人材確保に向けて一生懸命にならんと、工場とか病院がなくなったら働く場が全然ないですよ、もう全然。70%が先ほど午前中質問の兼業農家やってるわけですから。成り立っていかんと思います、このまち。沈没します。そこを命をかけてやらにやいけんということですよ。そういうことで今施策の展開してますんで、そういう観点からしっかり応援をしてもらいたいと、かように思います。

御理解賜りますよう、ただ、支援についてみやすいことはやりますよ。一応こういうあめあげますとかこれをただにするとか、こういうレベルの低いあれじゃなしに、抜本的にこういうことが大事だということは御理解してもらいたいと思います。

よろしく申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 そういったところの取り組みをこれから1年、2年かかってもやっけてい

かないと安芸高田市の存続が厳しいということだというふうに認識いたしますので、そういった取り組みを一緒に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

支え合う福祉社会の実現に向けた取り組みについてということでございます。施政方針において、本市の大きな課題として、高齢化の進行による地域の互助機能の低下を掲げておられます。適切な支援が必要とも述べられておられます。また、全国的にも「2025年問題」、いわゆる団塊の世代の方が75歳を超えられる年が迫ってきており、鍵となるのが「できる限り元気で安心して住み続けられる地域づくり」と言われております。本市においては、先ほどございました「市民総ヘルパー構想」を基本として、取り組みをなされてきたことも認識いたしておりますが、住みよい地域づくりに向けた仕組みの構築も必要と考えますが、今後に向けての取り組み等の見解についてお伺いいたします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「支え合う社会福祉の実現に向けた取り組みについて」の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁したこととダブるかもわかりませんが、御了承してください。

高齢化の進行と地域の互助機能の低下は、大変重要な課題と認識しております。

本市には昔から日常生活における不安や悩みを相談できる相手や、世帯の状態の変化を周囲が気づき、支える人間関係が身近にあり、もやいの精神が受け継がれております。しかし、近年、高齢化や過疎化の進行により、地域の役員や世話役等の互助の中核をなす世代の弱体化が進んでおり、地域のつながりが弱まっていると認識をしておるところでございます。

このため、「できる限り、元気で安心して住み続けられる地域づくり」を目標に、人と人とのつながりを育み、住民同士が日々の変化に気づき、寄り添い、支え合う仕組みづくりを積極的に進めてまいりたいと思っております。

具体的には、高齢者の見守りと一人一人のニーズに適した日常生活の支援を行う「生活支援員制度」を安芸高田市が中心となって市内全域に推進してまいりたいと思っております。この「生活支援員制度」は、過疎・高齢化により、互助の弱体化が懸念される中、安芸高田市に受け継がれてきた「もやいの精神」を基礎とし、「市民総ヘルパー構想」の総仕上げとして、支援を必要とされる高齢者等に、きめ細やかで適切な支援を提供することができる「住みよい地域づくり」を市民の皆様と一緒に進める取り組みでございます。

この「生活支援員制度」市民の皆さん方の生活のライフスタイルを把

握することによって、今まで以上に効率的な福祉・介護の世界が展開できるものと自信を持っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 本市の施策としては、生活支援員制度を今から取り組んでいかれるということでございます。

まだ少しここにはまち合わないと言われるかも知れませんが、これからの福祉政策の方向という、講演会を「我が事・丸ごとの地域づくり」ということを研修してまいりました。これは厚生労働省が昨年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部というのを設置し、地域における住民主体の課題解決強化支援体制のあり方に関する検討会等を開催して、12月に中間まとめをされております。

で、内容的には1億総活躍社会づくりが進められている中で、特に福祉分野においても支える側と受け手側にわかれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる。これが地域共生社会を実現する必要があるというものだそうです。

で、国の平成29年度予算案にも地域力強化推進事業として計上をされております。この地域共生社会の実現に向けた具体的な施策としては、いわゆる地域包括支援センターや社会福祉協議会などが中心となって住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを国が支援するというもので、特に2025年をめどに全国展開を図るということでございます。こうしたことも参考にしながら取り組みを進めて、進めていくことも安心して住み続けられる地域づくり、あるいは住みよい地域づくりに向けた仕組みの構築につながるのではないかとというふうに私は思いますが、再度市長の見解をお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この地域共生社会というのを先般、私、厚生労働省で話しよったら、あなたが言ってる市民総ヘルパーと全く一緒と言われました。だからうちもやってるんですよ、これもう。先進なまちとして、だから国がやるときは食いつくんじゃなしに、同じようなことなんです。だから、このこともいいところからまた取り込んでいきますけど、大まかはずの施策とやっていますので、自信を持ってもらいたいと思います。よそからやったけえこれ飛びつけじゃなしに、そういう施策はこれから大事だと思います。

ただ、言うておられることは、やっぱり市民のみんなが自助の精神を活躍しながら支え合うこと、まさしく「市民総ヘルパー」なんです。全く違うんですよ、これ。こんな新しい制度ありますよと言われるんじ

やなしに、うちの制度を自信持ってから他町へ推進してもらいたいと思います。しっかりこれは参考にしていきたいと思います。全く同じことです。よろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 まさしく「市民総ヘルパー構想」これをしっかりと充実したものにしていけることが、本市の福祉におけるまちづくりにつながっていくというふうに認識はまた改めてさせていただきます。

最後に、この支え合う福祉社会の実現ということで、質問をさせていただきました。最大の理由は、先ほど申しました施政方針で述べられている地域の互助機能の充実が今後の本市における地域づくりにつながる最大の要因と私も考えております。

で、先週の土曜日ですか、開催されました第9回ボランティア講演会でもお互いさまということで講演がございましたし、盛会でございました。私がやはり先ほども申しましたこの考え方「市民総ヘルパー構想」にもつながるかもわかりませんが、本市における福祉政策のこれが基本となると思いますし、そのために私としては議員としていろんな研修を通じながら、政策・提案ができるように努力はしていきたいというふうに思いますが、最後に全般的に市長の福祉政策についての見解をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。おっしゃること全部全く一緒なんで、これは考え方変えても、やっぱりこのことが前提にないと高い福祉になるということです。そのためにはまず実態、安芸高田市の実態を把握しながら、ライフスタイルを把握しながら、あなたはもうデイサービスじゃないよと、施設よというようなことをしっかりと認知してあげることがサービスだと思います。これが安心感につながると思います。このことがまた逆に言うたら、うちの福祉施設の有効活用にもなると思います。今のように、どのぐらい施設が要るか、わからんような状況でやったんじゃつまらんと。じゃけえ、こういうことでやってますんで、御理解をしてもらいたいと思います。全くおっしゃるとおりなんで、支え合う仕組みづくりと、これをもやいの精神を生かしながら福祉をやっていないと、この安芸高田市の今後の福祉介護はもたないということでございます。これしっかりと市民とともに認識を新たにして、やっぱり頑張っていかなと。我々も行政もしっかりこのことを見据えながら、市民にも啓発かけていきたくないと、かように思います。

ありがとうございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 以上で、質問を終わります。

○先 川 議 長      以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。  
以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。  
次回は、明日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員